

官報

号外

昭和三十五年三月二十一日

第三十四回 参議院會議録第十二号

昭和三十五年三月二十一日(月曜日)午後一時五十分開議

議事日程 第十二号

昭和三十五年三月二十一日

午後一時開議

第一 商工会の組織等に関する法律案(趣旨説明)

第二 治山治水緊急措置法案(趣旨説明)

第三 昭和三十三年一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年国稅収納金整理資金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書

第四 昭和三十三年度国有財産増減及び現在額總計算書

第五 昭和三十三年度国有財産無償貸付状況總計算書

第六 昭和三十三年度物品増減及び現在額總計算書

第七 関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件

第八 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一〇 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野勘平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 大谷 賛雄君

農林水産委員 高橋 衛君

農林水産委員 亀田 得治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 高橋 衛君

農林水産委員 大谷 賛雄君

農林水産委員 占部 秀男君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

日米安全保障条約等特別委員 杉山 昌作君

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

弁理士法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員矢嶋三義君提出航空自衛隊次期主力戦闘機F104Jの生産価格に関する質問に対する答弁書

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 高橋 衛君

農林水産委員 大谷 賛雄君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 大谷 賛雄君

農林水産委員 高橋 衛君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを

を地方行政委員会に付託した。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

公立学校の学校の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

文教委員会に付託

小規模事業者に対する金融特別措置法案(大貫大八君外九名提出)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

百貨店法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

去る十三日議長は、議員石黒忠篤君に對し、さきに議決した弔詞を贈呈した。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 久保 等君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 山口 重彦君

同日議長において、特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

法務委員 山口 重彦君

通信委員 久保 等君

日米安全保障条約等特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

日米安全保障条約等特別委員 久保 等君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農林省設置法の一部を改正する法律案

水産庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

不動産登記法の一部を改正する等の法律案

法務委員会に付託

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

酒税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十五年三月二十一日 参議院會議録第十二号 議長の報告

二二四

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案 文教委員会に付託 アジア経済研究所法案 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。	法務省設置法の一部を改正する法律案 同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官準効裁判所裁判員清瀬一郎君辞任につきその補欠として大橋武夫君を選任した旨の通知書を受領した。	同日日米安全保障条約等特別委員会において当選した理事は左の通りである。	海外経済協力基金法案 商工委員会に付託 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案 商工委員会に付託	中小企業の産業分野の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出) 小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十三年一度一般会計予備費使用総調書(その2) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、外務省経済協力局長 関 守三郎君 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済協力局長 関 守三郎君を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。
昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その1) 昭和三十四年度一般会計予備費使用総調書(その2)	同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため送附された左の議案を委員会に付託した。

日米安全保障条約等特別委員

加藤シヅエ君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(山崎始男君外七名提出)

文教科員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

四国地方開発促進法案(前尾繁三郎君外三十三名提出)

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案可決報告書

酒税法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

去る十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 田中 一君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

建設委員 山口 重彦君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

予算委員 白木義一郎君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同 川上 為治君

同 仲原 善一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 山口 重彦君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

日米安全保障条約等特別委員 向井 長年君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

日米安全保障条約等特別委員 曾根 益君

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

臨時受託調達特別会計法を廃止する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

住宅地区改良法案

公営住宅法の一部を改正する法律案

同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

行政書士法の一部を改正する法律案

(渡海元三郎君外二名提出)

一昨十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 堀木 鐵三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 安井 謙君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教科員会に付託した。

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(金丸徳重君外七名提出)

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和三十五年地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

この際お諮りいたします。外務委員長草葉隆國君から、常任委員長を辞任したいとの申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、常任委員長選挙を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 常任委員長の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

阿部竹松君 私はただいまの田中茂雄君の動議に賛成いたします。

議長(松野鶴平君) 田中君の動議に御異議ございませんか。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第十二号 商工会の組織等に関する法律案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。池田通商産業大臣。

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人君) 商工会の組織等に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

中小企業問題につきましては、その重要性にかんがみ、政府といたしまして、かねてから諸般の施策を講じてその解決に努力いたして参つたのであります。中小企業の中でも、中規模事業者と小規模事業者との経営格差は、非常にはなだしいものがあります。しかるに、従来の中小企業対策においては、この小規模事業者に対する施策は必ずしも十分とはいえず、特に地方の町村における小規模事業者の対策の強化は緊要とされているところでございます。この対策強化のためには、もちろん金融措置、税制措置等についても考慮する必要がありますが、小規模事業者の特質を考へますときは、これらの事業者のためには、その実情に即した資料の収集、提供、経営及び技術に関する相談、指導、事業資金の借入れのあっせん、各種事務の代行等の業務を不断に行なう組織を確立することが最も肝要と考へられます。

として商工会議所の制度があり、小規模事業者に対する事業をある程度行なっておりますのに對し、町村等の郡部においてはこのような制度がありませんので、主として町村における商工会の総合的改善発達をはかるための組織を確立する必要があるものであります。

このような必要性に基づき、すでに現在までに主として町村において二千六百以上に及ぶ商工会が自然発生的に誕生しておりますので、これを法制化することが適当と考へられます。ことに、いかに組織を定めますとも、小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのではありません、十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても法定する必要があると考へられるのであります。

このような見地から、今回本法律案を提出いたしました次第であります。が、次に本法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案の骨子は、商工会の組織について定めるとともに、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業について国の助成措置を規定するものであります。

第一に、商工会につきましては、これを本法に基づく特殊法人とするにとともに、その営利活動を禁止し、またその地区につきましては、市町村の設置

分合等若干の場合の例外を除いて、一つの町村に一つの商工会を設けることを原則とし、商工会議所とも地区を重複して設立することのないように定められておるのであります。商工会の事業については、商工業に関する相談、指導、情報、資料の収集、提供、講習会、展示会の開催等、その地区内の商工業の改善発達のために必要な事業を行なうこととされておりますが、その加入脱退は自由であります。地区内に半年以上事業所を有する事業者であればすべて会員となることができるようであります。商工会は、その地区内の商工業者の半数以上が加入するものであれば、通商産業大臣の認可を受けて設立することができるのであり、その管理は、総会、総代会及び役員を通じて行なわれるものであります。また、商工会の公共的性格から、通商産業大臣の所要の監督規定が設けられております。

第二に、商工会及び商工会議所の行なう小規模事業者のための事業を促進するための措置として、国がその経費の一部を補助することができるよう定められておりますが、この国の助成を行なうための予算措置といたしましては、ただいま御審議中の昭和三十一年度一般会計予算案におきまして、小規模事業指導費補助金として総額三億九千二百万円を計上いたし、小規模事

業者のための対策の強化拡充を期している次第であります。

以上が商工会の組織等に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(松野平次君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございまして、

順次発言を許します。近藤信一君。

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 私は日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました商工会の組織等に関する法律案に對し、岸総理並びに池田通商産業大臣に若干の質疑を行なわんとするものであります。

ここで私が思い起すことは、三年前に岸総理に對し、中小企業団体系案に對してこの席で質問申し上げたこととあります。中小企業団体系につきましては、私も、団体系が決して中小企業を救うことにならぬ限り、それは結局、中小企業のためと称しながら、中小企業を欺瞞するだけのものではあり得ない、そう考へて質問申したのであります。団体系を実施してから今日まで、ほとんど満足するほどの効果は現われておらないのであります。当時、団体系の成立によつて、岸総理は、中小企業者を味方の陣営に引き入れることができると信じて、かなり無理をして通過させたのであります。結果的には、案に相違して、先般の参議院選挙でも、団体系を最も熱心に推進し

た人たちが手を並べて落選したやうなわけでありまして、団体系を作るためにずいぶん派手な運動をしたけれども、それだけでは当選おぼつかないもので、空前の巨額の選挙費を使つた人もあります。金のおかげで当選はしたけれども、それがかえつて災いとなつて、ついに悲惨な結果になつたことは、岸総理もよく御存じの通りで、まことに同情にたえない次第であります。これは中小企業者をだまそうとするものの運命であります。今回の商工会法案も、団体系案と同様の結果を見るものでなからうかと思つてあります。

まず最初に尋ねたいことは、約三百万の中小企業者がわが国の産業経済を支えていることは御承知の通りであります。これらの人たちが、今回の貿易・為替の自由化によつて、系列化、過当競争等によるしわ寄せを受けることは必然であり、二重構造が持つ当然の帰結であります。A A 制の拡大は、安保条約と関連し、アメリカの強い要請で突如として出てきたものであります。そこで岸総理並びに池田通商産業大臣に伺いますが、中小企業振興の根本施策は何か。特にA A 制拡大にあつての対策を承りたいのであります。

次に岸総理にお伺いいたしますが、何ゆゑ商工会というやうなものをあらためて法制化しなければならぬのかということでありまして、岸内閣では、まさに商工組合を法制化し、こゝでま

た商工会を作る。岸さんは商工省に長くお勤めになって商工大臣をやられたから、商工という文字に何か郷愁を感じておられるのではなからうか。ともかく、まぎらわしい団体がたくさんできるところであります。中小企業の団体には、さきに協同組合があり、商工組合があり、商工会議所がある。この上ここに商工会ができると、どれがどうだかその判断に苦しむものであります。従って、このことは屋上に屋を重ねることと思いますが、もしそうでないとするならば、その理由を明らかにしてほしいのであります。

第二の点は、商工組合や協同組合には、それぞれ府県に中央会があり、その上に全国中央会が法制化されております。商工会の組織にはその点が考えられていないようですが、全国的組織をお作りになるのかならないのか、作るとするならば、いつそれはお作りになるのか、お尋ねいたします。商工会が地域の団体である点から見れば、これは確かに小型商工会議所であり、従って、その組織や業務は全く商工会議所と似ております。そういう意味からすれば、これを日本商工会議所へ結びつけて、ここに全国組織を作ることにするのが最もふさわしいと思えます。現に、府県によつては、商工会議所連合会の中に商工会が加盟しているのがあることでもあります。ただ、理論的にいえば、商工会議所と結びつ

けた全国組織を作るのが適切なように思われますが、政府は全国的組織をいかに考へておられますか。商工業の団体は多種多様で、あたかも中小企業が多種多様であるという事実をそのまま反映しているように思われます。その中に新たに商工会を加えて、必ずやその再編成が日程に上つてくると思われまします。あるいは、この商工会法が実は再編成のためのものであるかもしれまません。農業でも、各種団体が互いに競合して、再編成という厄介な問題が生じております。商工業にあつても同様のことが起こるのではないかとこの点について、農業とも関連して総理の御所見を承つておきたいのであります。

第三点として、役員の問題でございますが、一体どんな人が役員になる可能性が強いかと考えてみますと、役員の三分の二は業者であることを要すると書いてありますが、三分の一は、業者以外の人を迎えてもよいことになつております。真に中小企業のため勤めてやろうという人であればよろしいが、しかし、往々にしてこういう組織には、ボスや政治家が役員になつて、商工会を政治運動に利用するのではなにかと心配されるのであります。法律案には確かに、「商工会は、これを特定の政党のために利用してはならない」と書いてありますが、実際には、商工組合や協同組合を利用して、こ

を根拠に立候補した人が少なくないのではありません。今回、商工会を法制化するのも、これを政党が利用するであらうといううわさが一般に流布されておりますが、こうした悪弊をどうして防ぐつもりでおられるのか、岸総理の御所見を承りたいのであります。

次に、池田通産大臣にお伺いいたします。零細企業者は都市に多く存在しております。ところが、商工会は都府県に作らせるのだといひます。商工会法は商工会の御利益を受けられません。いなかの零細企業者のみが商工会の世話になる、これはおかしいと思ひます。わが国の商工業者でも、零細企業者でも、商工会議所の管内にある者の方が、商工会議所の区域外の者よりはるかに多いのであります。しかるに、少ない地域の商工業者だけが商工会を作つて、大部分の商工業地域の零細企業者は商工会の指導を受けさせ、しかも、法律の名前は、商工会の組織等に関する法律であります。そういういたしますと、実質的には、商工会に零細企業を支配させる法律ということになるのではありませんか。これが、第一の疑問であります。

さらに、国の助成措置についても、商工会議所を通ずるものと、商工会を比較しますと、商工会を通ずるものの方が多いいのであります。都市の零細企業者には商工会を作らせない。国の援助も少ない。これでは、都市の零細企業者は、商工会法案に対する魅力がないのは当然であります。この点、通産大臣はどう考へておられるのか、これをお伺いいたします。大体、商工会議所は、どんな業のクラブのような存在ですから、中小企業問題はござなりになります。中小企業問題はござなりに、中小企業の指導、診断、あつせん、相談をやらせるから、商工会のある所には商工会の必要なしといひのは、まことにおかしいものだと思います。商工会議所は、ときには中小企業をふみ踏み台にして、食いものにするにすぎないかもしれません。こういうことについて、通産大臣の御答弁をお願いいたします。

商工会のねらいの最も大きなものは経営改善普及員を置くこととあります。この普及員は、農業の普及員をまねたものだと思います。農業では、都道府県の職員として配置してありますが、町村に置くわけではあります。商工業は農業と違つて、その範囲は広く、商業も工業もサービス業もあります。工業といつても各種のものがある、これを少数の普及員で指導できるであらうまいしょうか。その上、商工業は、大、中、小、零細とあつては、なかなか一律に指導できるものではないとあります。さらに、農業では、主として生産の改良普及ですが、商工業では、生産から販売、ときには

輸出入のことまで及ばねばなりません。こういう万端選手が得られるかどうか、簡単に養成できるとも考えられないのであります。中小企業の人気が取りのため、商工会法を急いで実施しようとしたので、おそろしく準備不足で、間に合わせの普及員でござかそうとなさるのではなからうかと思ひます。ことに普及員は、商工会に置くのでありますから、せいぜい町村に一人か二人というよりなことになると思います。そうすると、この普及員はどうしても万端選手にならなければならぬが、それで経営が改善されていくのかどうか、非常に怪しいのではないでしようか。この点、通産大臣はどのように考へておられるか、お尋ねいたします。

次に、商工会の業務についてであります。業務はいろいろと掲げてありますが、一体、開業相談をやるのかどうか。従来商工会議所へ相当数の開業相談がありまして、新聞雑誌の相談欄にもこれが多いのであります。しかし、この回答はなかなかむづかしいと思ひのであります。開業にあつては、将来性のある業種か、また、その資金や知識経験がどの程度あるか、法律的手続や、また過当競争の心配はないか、これらの相談に応ずる必要があります。こうした相談に正確なる判断のできる普及員が商工会に得られるかどうか。わが国では、こうした開業相談が実

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第十二号 商工会の組織等に関する法律案(趣旨説明)

重要な相談であると思ふのであります。法律案によりますと、商工会の会員になるには、半年以上引き続き工業を営んでいなければならないことになっております。商工会が商工業者の団体であるからには当然かもしれませんが、それでは、これから開業しようとする者に対しては何ら指導の手を伸ばしてやらないのか、この点を伺いたいのであります。だからといって、私は、新規開業を規制せよと言ふのでは

【国務大臣岸信介君登壇、拍手】

○国務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

第一点は、貿易・為替の自由化によつて中小企業が影響を受けるのに対して、政府はどのような対策でこれに対処するつもりかという御質問でございます。言うまでもなく、貿易自由化は国際的大勢でございます。貿易に依存しておる度の強い日本として、やはりこの大勢に順応して自由化方向に進んでいくべきことは、これは当然であると思ひます。ただ、その場合、各種の産業及び企業に及ぼす影響というものにつきましましては、十分慎重に考慮して、これに対して対策を立てていくべきことは当然でございます。中小企業が押しなべて競争力が弱い、企業の経営力が弱いということから、この自由化のためにいろいろな悪影響を受けるおそれは確かにあると思ひます。もちろん、その状況につきましましては、各中小企業の種類によりましていろいろ違ふと思ひます。一がいに、すべて中小企業が悪影響を受けるとばかりは言えないと思ひますが、しかしながら、中小企業の持つておる弱点、企業の弱点というものは、これを矯正していかなければならないのであります。その点につきましましては、私は、やはりこの中小企業の設備を近代化し

て、その體質を改善することが何より必要であり、また同時に、中小企業が小さい零細企業でありますから、組織化を進めて、共同の力によつて対処していくという必要がある。またさらに、金融の面あるいは税制の面におきまして、政府としては十分に意を用いていくつもりでございます。そういう意味におきまして、今回の商工会法の制定も、あるいはまた、国会に提案いたしております中小企業業種別の振興の臨時措置法というものも、そういう趣旨で、われわれは、中小企業の體質改善、また、その将来のために、これによつて処していくつもりでございます。

次に、第二の質問の点は、中小企業については、従来いろいろな団体がある、この上に商工会というものを作るならば、屋上屋を重ねるのじやないかという御質問であります。おあげになりましたように、協同組合であるとか、あるいは商工組合、あるいは商工会議所というような団体があることは、御指摘の通りであります。しかるに、協同組合は、言うまでもなく、相互扶助の精神によつて、協同して経済事業を行なつていくという団体であります。また、また商工組合は、自主的な事業活動の調整の団体でございます。また、商工会議所は市部に設けられておりますが、今回のこの商工会法におきましては、商工会議所のない郡部の町村に

たしてありますから、御心配のようない点はないと私も考えます。

なお、この際、三月十一日の本会議におきまして、山田節男議員のカラーテレビジョン放送標準方式に関する緊急質問について、私のお答えが留保してありますので、これをお答え申し上げます。

御質問の第一点は、昨年六月当時カラーテレビジョンの慎重論者であつた浜田電波監理局長を、私が公邸に呼んでやめさせたとの新聞報道があるが、これは、アメリカの政府筋あるいは放送業者等から、アメリカの放送標準方式の採用について何らかの政治的圧力があつた結果、かような事に出たのではないかと御質問があつたということではあります。また、カラーテレビジョン技術につきましては、各国でも熱心に研究されておるし、研究の結果、いわゆるNTSC方式を採用することに世界の大勢が固まつたということでありまして、このような世界各國の研究の成果として折紙のついたNTSC方式を日本においても採用しようということでありまして、

次に、カラーテレビジョンを早期に実施することについて、私の所見をお尋ねになつたのであります。私は、すぐれた放送が、できるだけ早く國民の多数の人のために供せられるという

以上、商工会法案に対し幾多の疑問をあげたのであります。要するに、商工会を法制化することは、多分に政治的であり、選挙目当ての人気取り政策の臭味が強く、商工会と他の団体の調整に欠陥がありそうです。私も、小企業、零細企業の育成強化には賛成であります。それが商工会という自民党の政策で、はたして可能かどうか、疑いを持つものであり、おそらく団体法の二の舞いを演ずるのではないかと憂ふものであります。詳しいことは、いずれ委員会において質疑することといたしまして、おまなる

ことが、放送行政の根幹であり、また、放送法の本旨であると考えております。カラテレビジョンは、言うまでもなく、白黒テレビに比しまして、はるかにまさった情報伝達能力を持った最高の放送形態でありまして、これが技術的に実用の域に達しておると判断される以上、すみやかに実施の方策を講ずることが、放送法の趣旨に合致するものと考えております。(拍手)

〔国務大臣(池田勇人君) 答へ申し上げます。〕

御質問の第一点は、為替・貿易自由化によって中小企業は非常に困るのじゃないか、しわ寄せがそこに向かってくるのじゃないか、こういうお話でございますが、御承知の通り、先年来、中小企業団体法あるいは中小企業の協同組合法等がございまして、こういう法律を改正をいたしますとともに、設備の近代化等いろいろの設備と技術の改善に向かつて、金融や税制の措置を今後十分考えていきたいと思っております。なお、そういうことを予想いたしました、先ほど総理の言われたように、業種別の振興法をこしらえまして、不況によってあえぐ中小企業に対しては救いの手を伸べ、また、商工会法を設けて、また、従来あります繊維工業設備臨時措置法、こういう既存の法律も改正いたしまして、あらゆる手を打って、自由化に対しまするし

わ寄せの起こらないように、起こっても、それを乗り越えていくような方法を考えていきたいと思っておりますのであります。ただいまのところ、徐々に自由化に移っておりますが、さして中小企業に影響があったとは思っておりません。

なお、屋上屋の問題でございますが、商工会は地域団体でございます。商工会議所は市部、また商工会は町村地域の団体でございますから、そこに屋上屋を架することはないのでございますが、ただ、ほかの組合法と性質が違いますので、私は全国的に商工会議所、商工会、これで進んでいきたいと思っております。

第二の点の、全国商工連合会というものを設ける意思はないか。——御存じの通り、全国商工連合会というものはございまして。しかし、その元になります商工会というものが法制化しております。また、府県別に商工会の連合会というものがまだでき上がっておりません。私はこの際、商工会法を通していただきまして、商工会を設ける、それから自然発生的に府県あるいは全国の商工会連合会を設ける方針で進んでいきたいと考えております。

それから役員の数でございます。これは商工会議所では専務理事一人というふうになっておりますが、商工会は地方で役員がみなそれぞれのお仕事を

持っておられるので、私は一人にきめることはよくない、三分の二以上は会員でなければいかぬ。一人でいい所は一人でもよろしゅうございしますが、民主的にやって効果をあげるためには、事業者以外の、商工業者以外の者からの役員を一人と制限しない方が実情に沿っていいんじゃないかということ、で、三分の二以上を事業者にしなればいかぬという規定にいたしておるのであります。

なお、商工会は町村にできるのではないか、大都市の商工組合、商工会の人をどうするか、こういう問題でございますが、いろいろ考慮いたしまして、たが、大都市におきましては、商工会法に基づく商工会、商工会議所法に基づく商工会議所、二重にありまして、今のお話のように屋上屋を架すことになりまして、大都市におきましては、すなわち商工会議所のあるところの都市は、商工会を認めない。しかし、従来の商工会議所がこの零細企業者に対して力を入れていく。御承知の通り、商工会議所におきまして、中小企業が七割を全国的に占めておりますが、今までの商工会議所の活動が零細企業者に十分でなかった。私はこの商工会法を制定するにあたりまして、今度商工会議所が零細企業のために十分力を尽くすように、これから指導していかないと考えております。従いまして、商工会議所に団体加入を認め、

また、会議所は支部あるいは相談所を設けて、実地に零細企業者の指導育成に当たっていただくように進めていきたいと思っております。

なお、改善普及員でございますが、これはお話の通りに、出発の当初から、みなに万端の人はございせん。ただいまのところ、大体七百人に一人程度の指導員を置きたいと考えておるのであります。これは当初でございするから、今後実態を見まして、この優秀な指導員の育成と、また、できるだけ人をふやしていきたいという考えを持っておるのであります。

また、開業の相談をどうするか。——その地区内で広く相談に応ずることが適当だと思います。転業の場合等、いろいろな場合に、その地区内の商工に關しての相談にはできるだけ応じていきたいという考えであります。

○議長(松野鶴平君) 島清君。

〔島清君登壇、拍手〕

○島清君 私は、ただいま政府提案にかかる商工会の組織等に関する法律案に対し、民主社会党を代表いたしまして、若干の質問を試み、この法案に少なからざる疑いを抱いている国民、なかんずく中小企業者とともに、その疑点をただして参りたいと存じます。

まず、法案の内容について質問に入ります前に、この法案の立案策定の過程において、もっぱら選挙対策として

考えていた与党側と、零細小規模事業対策が目的であるとする政府側の意見とが、未調整のまま提案をされ、この法案に一抹の暗い影を投げ与えている事実を、はなはだ遺憾のこととして指摘しないわけには参りません。さらに、この法案の内容において重要な部分を占める零細小規模事業者は、目下、政府が一段と重点施策として推進をしておられます貿易自由化の政策の実施に基づく経済事情の変化に、いとも敏感であり、かつまた、その政策の実現に伴って、何人よりも強い圧力を受ける弱い立場にあるということ

を、ただいま総理、通産両大臣からの答弁にもありましたけれども、それは詭弁でございまして、そのことは見逃してはならないと思っております。同時に、かかる背景と条件のもとにおいて本法案を検討するとき、法案の内容は、零細小規模事業者対策の強化拡充を念願とするわが民主社会党のきわめて不満とするところでありまして、のみならず、零細業者の要望にこたへるにはほど遠い法案であることも、あわせて指摘しなければなりません。なお、その上、政府案は、自主的活動並びに意見発表の助長という尊重するべき民主的面を軽視し、僅少な補助金政策をもって商工会を官製団体に仕上げようとする意図が明瞭にうかがわれることは、岸内閣が、憲法を無視し、軍備を強行している点、国論の分裂をもあえて意

に介せず、安保改定を強行し、やがて機密保護法等、一連の反動立法の制定を意図している事実等々と関連して、断じて容認できないところであります。わが党は、このような批判を前提として、法案審議の過程において、商工業者、とりわけ真に零細小規模事業者に役立つ商工会の設置を促進するため、修正案を提出するであろうことを、ここに明らかに表明し、次の諸点を政府にお尋ねしたいと存じます。

まず最初に、政府案の組織と性格についてであります。政府は、商工会の組織をあくまで地域団体のワク内に封じ込めて、小規模事業者の広地域的または全国的連絡、意思疎通の必要を認めておりません。このことは近藤議員も御指摘になった通りでございますが、商工会を単なる地域活動団体にとどめず、商工会議所法の規定にあるような、日本商工会議所に相当する全国的規模の意思統一組織をあわせ持たしむべきであると思ひます。政府案はそれを否定しておりますが、なぜ商工会に限って地域団体のワク内に閉じ込めなければならないのか。その結果は、零細小規模事業者にかほどの利益をもたらすのか、また反面、広地域の全国的連絡組織を持たないことが、どれほど零細小規模事業者対策上有益なのか、その利害得失について御説明をお願いしたいと思います。

第三点は、商工会議所法第六条の目的も、本法第三條に規定する目的も、ひとしく「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とする」と、全く同様な目的をうたっているのではありません。にもかかわらず、商工会議所は、會議所法に規定する事業の一部として、意見を公表し、これを国会、行政府等に具申し、または建議することが認められていたのに、全く同じ目的を持つ政府案の商工会にはそれが認められておりません。商工会議所法には、その目的を規定してある後段に、「社会一般の福祉の増進に資する」と云々とあり、本法案にはそれがなく、ただ「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図ることを目的とする」とだけあります。これは、商工会議所の活動が、なにかんなく大都市にあつては零細企業対策にきわめて消極的であり、かつ冷淡であつたのは、明白にしていかならない事実であります。政府と党が、選挙対策としての商工会ではなく、真に商工業者なにかんなく零細小規模事業者の強化育成対策であるとするならば、進んで大都市にあつても商工会の設置を認められ、零細小規模事業者の自主的な地域活動を助長すべきであると思ひます。この点、謙虚に、大都市の零細企業者の声に耳を傾け、審議の過程において、原案にこだわることなく、修正に必ずすべきものであると思ひます。それはさておき、今日まで既存の商工会議所の活動の実態に照らし、はたして大都市の零細企業対策として十分であると確信をしてお答えいただけるかどうか。ただいま近藤議員の質問に対する通産大臣の御答弁では満足が参りませんので、承りたいと思ひます。

第三点に、政府は今、近藤議員の御指摘になりました通り、また通産大臣が御答弁になりましたように、市部は會議所、郡部は商工会として御答弁になり、また今までもそのように宣伝をしてこられておるのであります。既存の商工会議所に零細小規模事業者対策を担任せしめる方針であり、また、担任してきたかのごとくに通産大臣も申しあげておられますけれども、従来この會議所活動が、なにかんなく大都市にあつては零細企業対策にきわめて消極的であり、かつ冷淡であつたのは、明白にしていかならない事実であります。政府と党が、選挙対策としての商工会ではなく、真に商工業者なにかんなく零細小規模事業者の強化育成対策であるとするならば、進んで大都市にあつても商工会の設置を認められ、零細小規模事業者の自主的な地域活動を助長すべきであると思ひます。この点、謙虚に、大都市の零細企業者の声に耳を傾け、審議の過程において、原案にこだわることなく、修正に必ずすべきものであると思ひます。それはさておき、今日まで既存の商工会議所の活動の実態に照らし、はたして大都市の零細企業対策として十分であると確信をしてお答えいただけるかどうか。ただいま近藤議員の質問に対する通産大臣の御答弁では満足が参りませんので、承りたいと思ひます。

さらに第四点は、冒頭にも触れておきました。与党側が、この法案を選挙対策として考えていたであろうことが具体的に現われている点でございますが、政府案は「特定の政党のために利用してはならない」と、今、通産大臣の御答弁にもございました通り規定はしていても、一方では、十五人以上の商工業者が発起人となれば設立できる旨を規定しており、地方の保守的ボスが商工会を設立し、役員を独占するおそれがある点でございます。この法案の成否に関心を寄せている者のひとしく危惧している点でもあらうと存じますので、政府と党が私の危惧を否定されるならば、その保証として、少なくとも発起人や役員はすべて會員に限定すべきであらうと思ひます。その点について伺いたい。

第五点に、政府案は、商工会の事業として、第一に相談、指導をうたつておりますが、裏面に、私の承知するところをもつてすれば、現政府に、今日現在、はなはだ申し上げにくいこととございますが、一貫した零細企業対策として何ら見るべきものがないようにも思ひます。その意味におきましては、いかなる方針をもつて指導されようとするのか、直ちにその方針を明らかにする責任があると思ひます。

第六点に、政府は、商工会の指導、相談する主たる内容となる諸事項、すなわち税金、金融、最低賃金、社会保険、国の補助金や助成金等の受け入れ、苦情処理等々について、既往の諸政策を商工会の事業として優先的に委託する積極的方針を明示すべきであると思ひます。第七点といたしまして、通産大臣の監督についてお尋ねいたします。政府案によりますと、政府は商工会事務所に立ち入り検査することができるよう検査権を明記しております。そのことは商工会議所法には全く存在しない事項でございます。何ゆゑ商工会議所法にはない政府の立ち入り検査権を商工会法だけに必要としなければならぬのか、吾人のはなはだもって不可解とする点であります。

第八点、政府は、僅少の補助金を支出することによって商工会を完全指揮下に置こうとするねらいをもつて、監督権の強化をはかつております。この精神は、商工業者の改善発達に名をかりて、民主的団体組織を反動的かつ官製的団体の育成に専念しているというそしりを免れないと思ひます。なぜ、憲法の指向する民主的方向にあえて立ち向かう姿勢で、歴史の発展に逆行するようなかかる強い監督権を必要とするのであるのか。明らかにしていただきたい。

第九点、資金の面についてお尋ねいたします。商工会に対する国の補助が、人件費に偏して、事業費補助の面が全く顧みられぬ点であります。零細小規模事業者保護助成対策としては、本末転倒ともいえると思ひます。この種補助金が人件費に多く使われるとい

うことについては、私も否定するものではございませんが、初年度はともかくとしても、次年度からは、事業補助に重点を置くべきであると信じます。が、そのような御用意があるかどうかを伺っておきたい。

最後に、第十点といたしまして、既存の商工会との関係についてお尋ねをいたします。すでに御承知の通り、全国市町村には多数の商工会が任意団体として組織されて、それぞれ活動しております。これらの諸団体は、本法案成立後、本法に基づく団体に改組されるものもあり、また特定地域の任意団体として今後なお存続して参る団体もあるわけであり、国は、商工会の発足にあたって、後者に属するこれらの団体に對しても保護助成をおろそかにしてはならないと思ひますが、政府はいかなる方針で対処されようとしているのか。その点、明確に態度方針をお示しただきたいと存じます。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと存じます。私の疑問に思ふことは、お尋ね申し上げました十の事項にとどまらず、基本的には、近藤議員も御指摘になりました通り、政府与党の中小企業対策に一貫性が欠けているといふことでもあります。これは、ひつきより、政府与党が、しよせんは大企業側の席にある党でありながら、わが民主社会党が、中小企業者、零細企業者の希望と期待のうちに結党されたので、にわか作りといふか、ごまかしと申しましようか、本心でもな

法案を策定しようとするところに、その矛盾が露呈していると想像されます。私の推測が的はずれでないといたしますならば、羊頭を掲げて狗肉を売るのそりを免れないと思ひます。が、さにあらずと弁解されるならば、私は謙虚にその言に耳を傾けたい。しかして、私は、商工業の発展、なかんずく中小企業の振興に全力を傾けているわが党が後日提出するであろう修正案に、坦懐の気持ちで応じていただけるであろうことを希望し、かつ期待し、私の質問を終わらしていただきます。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介) お答えいたします。

中小企業がわが国の産業上きわめて重要な意義を持つておるといふことにつきましては、われわれも、つとにこれを認めて、これに対する対策は従来といへどもいろいろな方面から講じてきておるのであります。島議員も御承知の通り、中小企業の業態はいろいろと千差万別であり、また、企業の経営の規模につきましても、一口に中小企業と申しますが、そのうちの特に零細なものにつきましても、これはその数も多いし、内容も非常に弱い立場にありますが、あらゆる面からこれに對して保護助成を加えることは当然である

らと思ひます。従来の各種の団体もその意味でできておりますが、十分にそれらが目的を達しておると思ひません。今回の商工会法、並びに先ほどお答え申し上げました各業種別の振興の臨時措置法といふものは、その実態に即してこれが指導育成を努めよう、といういふことと存じます。

そうして、今御質問にありましたこの商工会といふものは、官製の団体を作ることではないかといふことのお話でありましたが、言うまでもなく、法律をこらんなれば明らかなように、商工業者の自主的な団体であり、あくまでもその運営は民主的に行なわれるようにわれわれは考へております。決して官製のものを作ろうといふわけではありません。

また、建議等の意思表示について、民主的な意思表示について、規定にならぬといふお話をしておりますが、これは各種の立法におきまして規定のあるものと、ないものとございしますが、ないからといって、そういう建議ができないとか、民主的な意思表示ができないといふものではあります。これは憲法の規定によりましてできることは当然でございます。また、補助金をやることによつて、われわれがござい監査して、そうして官製にするといふような御意見でございしましたが、そういうことはございせん、もちろん、この団体はごく

零細の業者の団体でございますが、国においても適当な補助を与えることは必要であり、また監督は最小限度にとどめておりまして、決して御心配のような点はないと思ひます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○国務大臣(池田勇人) 商工会の全国団体といたしましては、先ほどお答え申し上げました通り、まず第一に商工会を作りまして、その後の情勢によつて府県連合会ができ、後に全国商工会連合会のできることを期待しております。ただいまのところは商工会を作るというのを第一義として考へておる次第でございます。

なお、意見の発表、建議につきましては、他の立法例をこらんなさいまして、もおわかりと思ひます。また、全国的なものには規定した場合もありませんが、こゝろの場合には、おむね立法例は、規定せずに当然でございまして考へておるのであります。

第三に、都市におきまして商工会を設けろといふお話をございするが、地域の団体であるといふことを建前といたしまして、先ほどお答え申し上げた通りでございます。なお、今後商工会議所のあるところの中小企業に對しましては、支部の設置とか、あるいは相談所の増設とか、あらゆる方法を講じまして、都市の中小企業、零細企業に對しましても、育成の措置を講ずる考へてございします。

なお、発起人とかあるいは組合役員を全部事業者にしたらどうか、こゝういふお話をございするが、私は、実情から申しまして、そういうことはなかなか困難じゃないか。しかし、一人ぐらゐでとどめてもよろしうございします。これは民主的に、總會あるいは総代会できめればいいこととございします。三名以上おらなければならぬといふ規定には法律はなつておりませんから、商工会がおきめになればけっこうだと思ひます。

それから、相談、指導の内容についてでございますが、これは経営の実態に即応いたしまして、金融のあつせんとか、あるいは帳簿記載の仕方とか、あるいは社会保険とか、あるいはいろいろな商工業者の必要な点に、万般について指導していきたいといふ考へてございします。

また、事務所への立ち入り検査、これはひどいじゃないかといふお話をございしますが、補助金を出してあります。中小企業協同組合法あるいは商工会議所法等にも、これと同じ規定があるのでございします。決して、この規定があるからといって、商工会の民主的な運営を阻害するといふことは絶対にございせんから、御安心願ひたいと思ひます。

なお、補助金の関係で、人件費が多いじゃないか、事業費はどうだ。——今は七、三になつておりますが、やは

り指導員の費用が一番多いのであります。私は、今後も指導員を増加するとともに、事業費の方も増加していきたいという念願であります。

また、都会におきます任意団体である商工会、これをどうするかというのでございます。これは私は法律に基づき商工会にしてもいい。しかし、都市におきますのは商工会議所がございまして、今、現にありまする任意団体の商工会につきましては、補助金はさしあたり出さぬつもりであります。

なお、政府に中小企業あるいは零細企業に対して一貫した政策がないじゃないか。——しかしこれは、過去十年ぐらいつと振り返つてみていただければ、自由党、自由民主党がいかに中小企業のためにやつてきたか、また、現在におきましても、商工会の設置につきましても全国零細企業者はあけて賛成しておるということをお答えいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて、質疑の通告者の発言は、全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、治山治水緊急措置法案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。村上建設大臣。

(國務大臣村上勇君登壇、拍手)

○國務大臣(村上勇君) 治山治水緊急措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

治山治水事業は、国土の保全及び開発を行ない、経済基礎を強化し、もつて国民生活の安定と向上をはかる見地から、きわめて重要な施策であることは申すまでもないところであります。政府はつとにその促進をはかつて参つたのであります。しかしながら、近年における台風、豪雨等による激甚なる被害並びに産業経済の発展に伴う諸用水の需要の急増等の事態にかんがみまして、政府といたしましては、治山治水事業につきましても、昭和三十五年を初年度として、新たな構想のもとに長期計画を策定し、これを強力かつ計画的に推進することといたしました。すなわち、昭和三十五年以降の治山事業及び治水事業に関する十カ年計画を、昭和三十五年以降の五カ年計画を、昭和三十五年以降の五カ年計画及び昭和四十年以降の五カ年間の後期五カ年計画として策定し、これを計画的に実施することとしたのであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次に、その要旨について御説明申し上げます。

まず、この法律の目的は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施することにより、国土の保全と開発をはかり、もつて国民生活の安定と向上に資する

こととあります。これは、先ほど申し上げた通りでございます。

第二に、治山事業及び治水事業の各十カ年計画の内容となるべき治山事業及び治水事業の範囲について定めました。すなわち、この法律でいう治山事業または治水事業とは、国が行なうもの及び国の負担または補助により都道府県または都道府県知事が行なうものであります。計画的に実施すること、が不適当と考えられる災害復旧事業、災害関連事業等は除くものとしたのであります。

第三に、治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画の策定の手続を定めたこととあります。農林大臣及び建設大臣は、それぞれ昭和三十五年以降の十カ年間に於いて実施すべき治山事業または治水事業に關し、昭和三十五年以降の前期五カ年計画及び昭和四十年以降の後期五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬものといたしました。なお、農林大臣及び建設大臣は、計画的な作成にあたりましては、治山治水事業の総合性を確保するために、あらかじめ相互に調整をはかるとともに、長期経済計画との関係において経済企画庁長官と協議することとしたのであります。

第四に、治山事業十カ年計画及び治水事業十カ年計画の実施を確保するためには、財政上はもちろん、行政上の

見地からも諸般の措置を講ずる必要がありまます。政府は、これらの計画を実施するため必要な措置を講ずるものとするとしていたしたのでございませう。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませう。順次発言を許します。田中一君。

(田中一君登壇、拍手)

○田中一君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案になりました治山治水緊急措置法案について、若干の質疑をいたします。

建設大臣の説明の通り、わが国は、気象、地形から見て、治山治水の問題はまことに重大であります。封建社会においてすら、山を治め、水を治めることが、国を治める要諦であるといはれておるのであります。明治維新革命以来、わが国の国土に関する経営は、日清戦争の勝利を期として、以後は放置されていたと言つてもあえて過言ではないのであります。端的に言えば、軍事的目的のためにのみ国土の利用が行なわれたといえるのであります。たとえば鉄道建設は動員計画の準備であり、港湾の建設もまたしかり。道路でさえ、師団司令部から旅団司令部または要塞等に直結するものが優先されていたのであります。これらの建設は、政府みずからの手で、あるいは

政府の手厚い援助のもとに、一見すれば国民のために行なわれたようでありまます。その背後にある目的こそは、すべて軍事につながつていたのであります。食糧の保有もまたしかり。そして総動員計画のもとに、国民の意思とは異なつて侵略戦争へ前進し、軍備の強化はまた植民地政策を重点的に取り上げ、国土経営は忘れ去つていたのであります。明治三十七八年、日露戦争の勝利、また明治四十三年の日韓併合以来、第一次欧州戦争後の南洋における委任統治の諸島等、植民地政策に国の重点が置かれたのであります。かくて無謀な太平洋戦争に突入したことは御承知の通りであります。戦いの夢は破れ、戦災の焦土に立つてあらためてながめたわが国土は、目をおおわしむるものがありました。都市は焼け、山野は荒廃し、水禍による耕地は荒涼寂寥をきわめていたのであります。しかしながら、この荒廃した国土の復興こそ、当時八千万といわれた日本民族が生きねばならぬ基礎でありました。戦後の日本民族生存のための施策は、当然、唯一の資産であるところの国土の総合的な開発、民主的な経営以外になつたはずであります。これこそ平和憲法下、唯一の自立経済への道であつたはずであります。昭和二十五年の朝鮮動乱を契機として、わが国は再び軍事武装に移行していったのであります。古い格言に、「兵なるものは百

年も用いざるを得べし。しかしながら一目も水に備えずんばあらず」といわれておりますが、わが国の国土の經營は寸時といえども忘れてはなりません。治山治水はわが国政治の要諦であります。

さて、この治山治水緊急措置法案を見て、第一に建設大臣並びに経済企画庁長官にお尋ねいたしますが、第一条(目的)についてであります。この法律は「治山治水事業の緊急かつ計画的な実施を促進する」ことをうたつておるのであります。戦後十五年たった今日、緊急等という文句が出てくるのは、今まで国土保全の意思のなかつたことを表わしておるのであります。緊急どころではない、まことにおそ過ぎたものであります。昭和二十五年五月制定された国土総合開発法は、その第一条(目的)に「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に關する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」とあります。第二条(国土総合開発計画)には、土地、水その他の天然資源の利用に關する事項、水害、風害その他の災害の防除に關する事項が規定されてあります。本案はこれから治山治水事業を抜き出して実施しようとするものであります。本案とこの国土総合開発法並びに北海道開発法あるいは地方

総合開発法とはいかなる關係があるかを伺いたないのであります。

第二に、建設、運輸、通産の各大臣にお尋ねいたしますが、海岸保全事業は本案から除外されております。本案は山と河川を対象としているものであります。山と河川を対象としているものであります。海岸保全事業を対象からはずしてゐることは当然かもしれません。しかし、昨年の伊勢湾台風被害に照らしても、伊勢湾に限らず、東京湾、大阪湾、有明海その他においても海岸保全事業は緊要なものであります。従つて、伊勢湾以外の海岸保全事業に対しても政府は何らの施策を持つていないのではないかと思ふのであります。また、海岸に關連して臨海工業地帯の地盤沈下をどう考えているかを伺ひたいのであります。わが国工業の臨海性は、平地の少ない日本の宿命であります。この沈下は地下水を汲み上げることによつて起る人的災害でもあります。本案の第二第三項あけて、河川工事のうちからはずして本案の対象としないことにしているのではありませんが、海岸近くの河川における地震によらない地盤沈下はいかに処理していくつもりか、お伺ひいたします。

第三は、建設大臣にお尋ねいたしますが、本案によつて十カ年計画を決定する各河川の計画は、目標をどの程度に置いて決定しているかという問題でございます。河川に關係した文獻によれば、最近における河川の計画洪水量の決定は、出水の頻度により、すなわち百年洪水あるいは八十年洪水等を目標にしているものであります。そして、これらを確定して河川ごとに法定すれば、水害による国家賠償の問題もおのずから明瞭になってくるものと私は確信してゐるのであります。が、今回の長期計画における計画洪水量の頻度はどこに置かれてゐるかを尋ねたいのであります。と同時に、政府は、事業費規模、前期五カ年計画として四千億とつていますが、この内容は、第二第三項の第二号に、本計画よりの除外すべきものとして規定してゐる公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に關連する事業費と、再度災害を防止するための新設または改良事業費として二百五十億と、地方の単独事業費百億を含むといわれております。その差額三千六百五十億と関連事業二百五十億のうち国費と地方費の負担額は幾らになつてゐるか。明確に答へてお伺ひしたいのであります。なお、前期五カ年計画と後期五カ年計画の策定の間議決定はいつごろになるか、あわせてお伺ひしたいのであります。

第四に、建設、農林両大臣にお尋ねいたします。治水と利水の関連であります。たとえば利水面のダムができ、これがどれだけの治水上の効果をあげてゐるかという点であります。一例をあげますならば、山梨県富士川支流早川における県営発電西山ダムは、竣工後三年を待たずして出水による土砂で埋没してあります。計画によれば、埋まつた土砂は百年分の土砂であるといわれております。また、建設省直轄の多目的ダムである長野県美和ダムも、竣工一年で埋まつた土砂は、計画によれば三十年分の土砂であるといわれております。他にも例はたくさんありますが、これらは、上流の砂防事業をおろそかにしたため、ダムの効用を著しく減じた明らかな事例であります。砂防事業の緊急実施について政府の決意を伺ひたいのであります。

また、治山治水は、現在、建設、農林両省で実施されてありますが、農林省の実施しているところの治山は林野砂防であり、治山といふよりもあくまで森林營業のためのものであります。治山治水事業を一元的に実施してこそ効果があらがると思ふのであります。治山治水事業の一元化について政府はいかなる見解を持つておられるかお伺ひいたします。

第五に、本案を実施する国の負担率並びに職員の見定率について申し上げます。本案が治山治水の緊急措置法といふからには、従来の事業を拡大進展していくものであり、これに伴う地方負担も増大するものであるから、地方財政の実情からも国庫負担率の引き上げをはかることは当然であります。昭和三十三年制定の道路整備緊急措置法は、基本法である道路法の規定にかかわらず、国の負担率を引き上げておりましたが、本案においては、基本法である河川法の規定にかかわらず、国の負担率を引き上げようとする措置がございませぬ。従つて、私は、当然、道路整備五カ年計画と同じように、国の負担率を引き上げるべきであると考えてゐるのであります。国の負担率の引き上げすらできずに何が緊急措置法かと私は言いたないのであります。しかし、私は、昨年の大水害による国の出費も膨大であつたといふこともわからぬではありませぬから、せめて三十六年度には国の負担率の引き上げを実施いたしますとの政府の明確な答弁がほしいといふことでもあります。また、職員の見定率については、本案により十カ年計画が決定されれば、国の事業量も安定し、先の見通しもできるものであります。から、現在の非常勤職員を大幅に定員に繰り入れるのは当然であると思はれるのであります。これに対して政府の見解を伺ひたいのであります。これらについては、特に総理大臣並びに大蔵大臣、自治庁長官、建設大臣の答弁を求めます。

最後に、私は、本案について十カ年計画を定めること、すなわち長期計画を樹立することは、ともかくも了いたしてありますが、しかしながら、翻つて治山治水事業を初めとして過去

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第二十二号 治山治水緊急措置法案(趣旨説明)

一三四

の公共事業全体を見ますと、これごとく一貫した総合性ある施策がありません。私が常々申しておるごとく、大部分が政治的政策的配慮によつてのみ行なわれておつたというのがその実態でございます。私はそういう事例をたくさん知っております。たとえば長野県下のある村、山口県下のある村のように、災害復旧事業に対する補助金の水増し等によつて地元の実施機関はお手上げになつた事例があります。時間がなからういふ例示をたくさん申し上げることはできないのでありますが、過去十数年間、私は、そうした現場々々歩いておりましたので、知り尽くしております。ことごとくが政治的な公共事業であつたことはいふまでもないのであります。災害はすべて政治的災害であつたとさえ言えるのであります。こんなことを繰り返してはならないのです。岸総理以下並んでおられる各関係閣僚とも、御自分の所管の面については、かつての間違ひを正し、国民のための公共事業という建前に返つて、正しく実施していこうという決心をお持ちであらうと思ひますが、ここで岸総理以下閣僚の決意を伺いたいと存じます。

なお要求しておりますところの関係大臣が御出席がないので、出席以外の閣僚に対する質問は、総理から一括して御答弁をお願いしたいと思います。(拍手)

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) お答え申し上げます。治山治水の仕事につきましては、これを計画を立てて強力に実施することの必要なことは御意見の通りであります。政府は、そのために今回のこの法律を出し、また、これに基づいて長期計画を立てて、その第一年度としての必要な予算を計上いたしましたわけでありまして、この計画等につきましてはそれぞれ主管大臣よりお答え申しますが、特にこれに従事するところの職員を、非常に非常勤の者がたくさんおるが、これを大幅に非常勤職員に改める必要があるという御意見でございますが、これは、この仕事だけにかかわらず、この非常勤職員を常勤化して考えるという問題に關しましては、政府において慎重に検討をいたしてございまして、できるだけその御希望の線に沿うように検討をいたしてまいります。

さらに公共的な事業、治山治水の仕事はもちろんのこと、災害復旧、また、その他の公共事業が、いろんな政治的な見地からこれが利用されるような弊害があるという点に關しましては、もちろん、これは、災害等が起つたときにおきまして、その災害の復旧に對して、政党政派を超越してこれが復旧をすることは、国民のためにわれわれが当然努めなければならぬことでありまして、また今回の治山治水の計画につきましても、これを国土保全の見地から、十分にわれわれは検討い

たしまして、公正な立場において、あくまでも国民の福祉に沿うように、これを實現していく決意でございます。(拍手)

〔国務大臣村上勇君登壇、拍手〕

○国務大臣(村上勇君) お答えいたします。国土総合開発との関係については、国土総合開発法は、御承知のように、国土の総合的な計画を樹立いたすものでありまして、治山治水事業の計画がこの一環として全く密接不可分の関係にあることは、言を待たないのであります。従いまして、この十カ年計画の策定にあたりましては、経済企画庁その他の関係官庁と十分協議いたしまして、事前に調整をはかつて決定いたしましたと思つておる次第であります。

それから、治水計画の基本となる計画洪水量の決定方針はどうかという点につきましては、既往の最大の洪水を重視するとともに、流域の人口、あるいは産業、経済等の重要性、治山の状況、また事業の経済性等を総合的に検討いたしまして、決定いたしておるのであります。ただいまのところ、大體、大川川については八十年ないし百年ぐらゐを目標にいたして計画いたしておる次第であります。

次に、海岸事業を何ゆゑにこの法案から除外しておるかという点につきましては、海岸事業は、一般海岸のほか、港湾、漁港、あるいは干拓、埋め

立て等、各省に非常に関係がありまして、これは十分調査検討いたした上で、この海岸事業の重要性にかんがみまして、各省が十分研究した上で、この事業の計画を遂行する必要があると思ひますので、一応この法案から除外いたしております。しかし、地震等の地盤の変動対策につきましては、三十五年度から三カ年間でこれを終了するように、ただいま計画を立てて実施いたしておる次第であります。

次に、前期五カ年計画の地方負担がどのくらいかという御質問であります。これは大體前期五カ年計画四千億、そのうち、災害関連、あるいは県単を除きますと、三千六百五十億という規模になります。その三四％程度でありますから、大體一千二百億程度を必要と考へております。

なお、治水事業の国庫負担引き上げについて、道路の場合は国庫負担を引き上げておるが、治水はどうして引き上げないのだという点につきましては、今回の場合は、政府におきまして、三十五年度以降の地方財政の拡充については、地方財政全般の問題として考へていようでありますから、本法律案では特にこの引き上げの点を規定しなかつたのであります。

次に、西山ダムの地点について、西山ダムが非常に効果的でなかつたような御質疑であります。このダムは、昭和二十八年度に砂防ダムを計画した

のであります。またまた山梨県において、同砂防ダムを利用して水力電気計画をいたしたいということでありましたので、建設省といたしましては、この利用について砂防機能上別段支障がないように考へましたので、その計画を認めて、工事の実施は、経済的施工の上から、合併施工いたした次第であります。右のような趣旨によりまして、この西山ダムは、建設省としての目的である砂防計画につきましては全然欠陥がないのであります。このダムの県営発電所の機能喪失に伴う国庫の助成等については考へておりません。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

砂防を行なう場合におきましては建設農林両省の協力関係であります。御承知のように、河川の最上流地帯におきましては河川対策は、これは国の造林対策と非常な関係があるわけでありまして、さういふ関係で、政府におきましては、上流地帯の工事は農林省がやることになっていふのでございまして、もとより、お話のように、砂防目的におきましては、これは一でございまして、実行上両者がよく協力する、こういうことで参りたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 今回の治山治水計画の予算化の問題でございますが、国費の關係におきまして、もちろん私どもがその財源確保に最善を尽くすことは当然であります。また、地方の財政等も勘案いたしまして、その間に工事遂行に支障を来さないように、十分注意して参るつもりであります。

ところで、三十五年度に計上いたしております七百四十六億、治水六百五十九億、治山八十七億という予算を提案いたしておりますが、この予算から十カ年を考へてみますと、毎年七・四%の増額を必要とするようであります。また、前期五カ年計画で見ますと、約一〇%の増加を必要とするように考へられます。最近の経済の活動状況等から見まして、国の歳入等も比較的伸びが計上し得るのであります。さうなことを考へますと、今回の長期計画を遂行するにあたりましては、もちろん他の面におきまして支障を来さないように、また必要な減税等を実施することをも考へましても、十分遂行するだけの確信を持つておるようない次第であります。

先ほど来、非常勤労働者についての定員化のお話、あるいは国庫負担率増額についてのお尋ね等もございましたが、総理並びに建設大臣からお答えいたしましたので、私からは省略いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 田上松衛君。

〔田上松衛君登壇、拍手〕

○田上松衛君 民主社会党を代表して、数点について質問いたします。

本法は、まず、十カ年計画の治山治水事業の範囲を定め、次に計画策定の手続をきめて、最後に、計画の実施を確保するために、財政上、行政上の必要な措置を講ずる旨をうたつておるだけでございます。この意味で、一見すると、わずかに四カ条をもつて構成されるこの本法案は、確かに一種の手続法と見られるのであります。けれども、その中身は、明年度から向こう十カ年間にわたる、少なくとも当面の政府予算の治山事業費一千三百億、治水事業費九千二百億の大事業計画の内容とし、実施対象とするところの重大法案なのであります。さらにまた、第一条に明記されております通りに、国民生活の安定と向上に資する目的のもとに行なう事業を実施するにあつての新しいルールを敷こうとする点からも、まさに注目に値する重大法案だと考へておるわけであります。私はこゝろした観念に立つて、以下関係各大臣に対して質問をいたします。

まず総理大臣に伺います。四点あります。

さきに申し述べたように、この法案は国民生活の安定と向上に資することを目的としておるのであります。が、

わずかに四カ条の条文をもつてしてこのような重大法案を行なうことができるのであります。私どもは、本法案それ自体はむろん大きくこれを歓迎するものであります。だがしかし、この際、翻つて、政府がしばしば口にされているところの国民生活の安定と向上のうたい文句を私は思い浮かべずにはおれません。言うまでもなく、それは国民所得倍増長期計画のことであり、政府は、すぐにも国民所得倍増の計画を立てて、今にも実施するかのような大宣伝の太鼓を鳴り響かしているのではありませんが、その実、一向に計画案はでき上がらないではありませんか。しかも一べん立案作成したところのプランさへも、計数上の不備だとか何とかいうことで、世間に発表することすらできなかったいきさつがあるはずで

す。治山治水事業という分野にでも、このような計画実施の手続法案を提出できるところの政府が、なぜに、国民生活の安定と向上のための国民所得倍増長期計画について、本法案に見るような手続法の立案、あるいは提出ができないものだらうかを、私は理解することができません。所得倍増計画は、岸政権維持のためにするところの単なる国民への見せかけにすぎないものであるかどうか。もしそうでないとするならば、この機会に、これが立法の構想と法案提出の予定時期を念のために明示されたい。

第二点は、経済企画庁長官の関与権限についてであります。本案では、経済企画庁長官は、農林、建設両大臣の計画案作成にあたりまして、あらかじめ協議せしむるだけであつて、事業の執行面につきましては、何ら関与する権限も責任もないことになっております。私どもは、国全体の長期経済計画立案の責任者であるところの経済企画庁長官は、その計画の進行状況に応じて、常に執行面にも関与せしむべきことが当然でもあり、かつ必要でもあると思つてございしますが、総理は、経済企画庁長官などには、その立場上やむなく一べんだけは事前協議のまねごとだけをさせておいて、あとは野となれ山となれ、むしろ邪魔になるだけだとも考へておられるのか、御所見を伺つておきたいと思ひます。

第三点は、本法執行に伴つて当然に生ずる地方自治体との關係についてであります。この案によりますと、都道府県知事が施行するところの治山治水事業も、明年度から向う十カ年間は、すべて本法によつて、事業計画も、予算編成も、予算執行も拘束されることになり、すなわち事業費の一部を国が補助し、または負担した残りの費用はほとんどが地方自治体の負担となるわけであり、このように今後十カ年の長きにわたつて地方自治体の予算が拘束されるならば、それだけ地方財政の自主的運営というものが阻害されて、いわゆる地方財政の単独事業費のワケが狭くされることは必然であります。これでは憲法第九十二条に規定いたしますところの地方自治の基本原則がそこなわれることになりはしませんか。言葉をかえていえば、憲法に抵触するおそれの要因を招来することになりはしないかと考へるものであります。さらに、この負担のために、地方債発行のワケを拡大せざるを得ない羽目に陥ることもまた必至だと考へます。そうすると、この点では明らかに自治体の地方行政指導方針とは相反することにもなるわけであり、総理は、こうして地方自治体の予算が、新たに長期的に拘束されることろの事実をどのように考へられるか、さうして、これに対処してどのように地方自治体を指導せしめるかを承つておきたい。

第四点は、本計國家実施と労働力との關係について伺います。まず前提として、この大事業執行のために吸収されるところの年間平均雇用量を、およそどのくらいに測定されておいでになるか伺つておきます。さらに、このような長期にわたるところの大事業計画にあつては、これに対応するための労働力の確保、あるいは雇用の条件、並びに技術の向上等に関しまして、当然に、しかも積極的に、労働大臣の参画を必要とすべきものと私は考へるものでございしますが、特に条文に労働大

臣の参画を除いてしまつた理由と御所信を明らかにされたい。

次に大蔵大臣に一点お伺いいたします。本案は、予算執行の面では、治水特別会計法案と、国有林野事業特別会計に新設予定であるところの治山勘定のパイプを通ることになるわけであり

ますが、本案の第二条第二項で規定しているところの治水事業の執行にあつて、なぜ治水特別会計の新設が必要になつて参るのか、この理由を明らかにされたい。本案によりまゝすると、執行されること

の事業は、国が施行するもの、及び都道府県または都道府県知事が施行し、かつ、これに要する費用の一部を国が負担し、または補助するもの、これだけであるのであるから、結局、何のことはない、すべて国の予算から支出されること

のものと、財政法第十三条第二項にいうところの、特別会計が成立するに必須条件でありますところの、特定の資金を保有しておる場合とか、もしくは特定の歳入をもつて特定の歳出に充てる場合、これらのいずれにも該当しないのであります。もし、

いいてこの解釈を、特定の歳入を持つものであると、こゝういたしますならば、たとえは義務教育費の国庫負担金の問題とか、あるいはまた生活保護費の關係においても、何でも、特定の歳入によつて特定の歳出に充てる特別会計制度というものが設定されることが可能

になつて参るわけでありま

す。そこで、本案第二条第二項にあげてあるところの事業に關する予算が、はたして特定の歳入歳出であるという根拠が一体どこにあるのか、どこからそのような解釈が生まれるのか、この点を明確にしたい。

次は農林大臣及び建設大臣にお伺いいたします。本案の第三条は、治山事業については農林大臣が、治水事業については建設大臣が、それぞれの審議会の意見を聞いて計画を立案して、し

かる後に閣議の決定を求めなければならぬことを規定しております。従つて、今後におきますところの治山治水事業は、この手続を経ない限りは、事実上施行に着手することはできないことになつて参ります。さればこそ、この際、両大臣の基本的な構想を伺つておく必要がございます。

一つは、計画がいたずらに総花式に全国至る所の事業に広がつて、こま切れ仕事を長年月にわたつてだらだら実施するようないことがありますならば、これはむしろ国費の浪費に陥る危険すら生れてくることを心配いたします。そこで、工事の重点的な施行と、並びに地域的な施行対象の選定等に關しまして、両大臣はどのような基準をもつてこれに当たろうとする御所存であるか、この点が一点。

第二には、本法を実施しようとするところの四月一日はもうすぐでありま

す。これを目前に控えておいて、あなた方が計画案を閣議に持ち込みたいところの予定時期を、いつごろだとお考えになつておるか、お聞きしておきたい。なぜか。私どもは、本法の重要性にかんがみまして、特に本文の奥にひそんでおります、ちやつところの一種の権力を重視しながら、事業計画の構想については慎重に審議すべきことの必要と責任を痛感するからであります。あらかじめこの機会に特に質疑をいたしておくわけでありま

す。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。これを目前に控えておいて、あなた方が計画案を閣議に持ち込みたいところの予定時期を、いつごろだとお考えになつておるか、お聞きしておきたい。なぜか。私どもは、本法の重要性にかんがみまして、特に本文の奥にひそんでおります、ちやつところの一種の権力を重視しながら、事業計画の構想については慎重に審議すべきことの必要と責任を痛感するからであります。あらかじめこの機会に特に質疑をいたしておくわけでありま

す。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

ます。最後に、総理大臣の所見を伺います。本案の四条は、政府は本計画実施のために必要な措置を講ずることを明記しております。この事柄は、普通、常識的にはきわめてあたりまえのことのように受け取れるのであります。すなわち、その底をうがつたならば、まことに重大なものがひそんでいると考えるのであります。もし、それが乱用されたならば大へんなことになることを危惧せざるを得ません。すなわち、必要な措置がもつぱら行政措置にまかされてしまつたのでは、それこそ行政府に対するところの権限委任の行き過ぎになりかねないのであります。私どもはこの点を最もおそれているのであります。政府がこのような条文をことさらにつけたというところの真意は一体どこにあるのか。露骨に申し上げ

げますけれども、戦時中の関係であつたところの岸總理であるだけに、私はあえてこの点をたゞしておく必要を痛感するのであります。どうぞ要旨をそらさないように、的確な御答弁を要求いたします。私の質問を終わります。

(拍手)
〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) 御答をいたします。

第一は、国民生活の安定向上という意味からいへば、最も關係の深い国民所得の倍増計画について何らの措置をしていないじゃないかといふ御質問でございます。国民所得倍増計画につきましても、ほゞ十年を目標として、国民所得を倍増し、その間において、各業種別あるいは企業別、地域別等の所得の格差をできるだけなくして、国民全体がこの倍増計画によつてその所得をふやすような計画を、目下、経済審議会に諮問いたしまして検討中でございます。その成果を得るならば、もちろん、これを発表し、国民の御協力を願つていく考えでございます。

第二点は、経済企画庁の長官は、計画の樹立については協議を受けるが、執行については何ら受けないじゃないかという問題でございます。言うまでもなく、この事業の執行につきましても、建設、農林両大臣が、それぞれ治水と治山とを分けて責任を持つて執行に当たるわけでありま

す。しかしながら、同時に、その間に有機的な連絡をとつていかなければなりませんし、また、計画遂行の上から見て調整を要するような問題につきましても、それぞれ経済企画庁とも連絡をとつていくことは、これは当然の建前でございます。しかし、最も大事なことは、この治山治水の計画を立てるといふ場合におきましては、先ほど申しました所得倍増計画であるとか、その他経済の長期計画と密接な關係を持つておりますから、この計画につきましても、その立案について、特に経済企画庁長官に協議すべきことを定めておるわけでありま

す。次に、この治山治水の計画事業を実行していくならば、地方自治団体に對して相当大きな負担をかけて、そのために地方の団体として本来尽くさなければならぬ仕事ができなくなつて、憲法第九十二条の精神に反する、これに抵触するんじゃないかといふ御質問でございます。もちろん、地方が自主的に企画して仕事をこなしていくというところは、地方自治団体の自治の精神からいへば当然でございますが、同時に、国の事業に對しては、これに協力していくことが、その地方の福祉、住民の生活の向上に資するような仕事につきましても分担していくということは、これは私は地方自治団体の精神であつて、決してこれがために地方自治というものをそごうものではない

ら、同時に、その間に有機的な連絡をとつていかなければなりませんし、また、計画遂行の上から見て調整を要するような問題につきましても、それぞれ経済企画庁とも連絡をとつていくことは、これは当然の建前でございます。しかし、最も大事なことは、この治山治水の計画を立てるといふ場合におきましては、先ほど申しました所得倍増計画であるとか、その他経済の長期計画と密接な關係を持つておりますから、この計画につきましても、その立案について、特に経済企画庁長官に協議すべきことを定めておるわけでありま

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第十二号

昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年度国稅収納金整理費、金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書外三件

一三八

の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定によつて昭和三十三年度の歳入に繰り入れた。

(2) 右の剰余金額二千二百一十一億八千二百余万円には翌年度に繰り越した歳出の財源充当額及び前年度までの剰余金の使用残額が含まれているので、これらを差し引くと、本年度新たに生じた純剰余金は八百四億七千六百余万円である。このうち昭和三十三年度から昭和三十五年度までの各年度における歳入歳出決算上の剰余金の計算の臨時特例に関する政令（昭和三十三年政令第二二三号）の規定による控除額百四十四億四千四百余万円を差し引いた残額の二分の一を下らない金額は、財政法第六条第一項の規定によつて公債又は借入金金の償還財源に充てるとになつてゐる。

(3) 前記決算総額を

歳入予算額

歳出予算額

に比較すると

歳入においては

歳出においては

(4) 歳出予算額については、予算決定後において、前年度歳出予算残額を本年度に繰り越したものがあつたため

歳出予算額

前年度繰越額

合計

となつた。これに対し

本年度の支出済歳出額

のほか本年度内に支出を終わらないで翌年度に繰り越した額

があるので

差し引不用額は

となつた。

(5) 予備費は予算額八十億円に対し、本年度に使用した金額は

である。

(6) 国庫債務負担行為は

財政法第十五条第一項に基づくもの

限度額

三百六億二千八百余万円

実際に負担した債務額

既往年度よりの繰越債務額

本年度中の債務消滅額

差引翌年度以降への繰越債務額

財政法第十五条第二項に基づくもの

限度額

実際に負担した債務額

既往年度よりの繰越債務額

本年度中の債務消滅額

差引翌年度以降への繰越債務額

である。

(7) 公債は

内国債

本年度発行額

既往年度よりの繰越額

合計

本年度償還その他

差引翌年度以降への繰越額

外国債（邦貨換算額）

本年度発行額

既往年度よりの繰越額

合計

本年度償還

差引翌年度以降への繰越額

である。

(8) 借入金

本年度借入額

既往年度よりの繰越額

合計

本年度償還

差引翌年度以降への繰越額

である。

二百五十六億二千余万円

百六十二億六千余万円

九十九億九千九百余万円

三百十八億八千八百余万円

三十億円

一億四千七百余万円

八億八千三百余万円

八億九千二百余万円

一億三千八百余万円

四百四十八億七千三百余万円

三千九百五十四億七千余万円

四千四百三十三億四千四百余万円

四千三百三十五億六千四百余万円

三千九百六十七億八千余万円

七億三千八百余万円

七百二十八億四千七百余万円

七百三十五億八千五百余万円

三十九億七千六百余万円

六百九十六億九百余万円

四百九十五億九千九百余万円

四百九十六億七千余万円

一億七千四百余万円

四百九十四億三千二百余万円

(9) 大蔵省証券及び一時借入金の最高限度額は二百億円であるが実際に債務負担したものはな

特別会計

昭和三十三年度における特別会計の数は四十であつて、各特別会計の決算額の総計は

歳入決算額 二兆三千七百六十二億八千八百余万円
歳出決算額 二兆三千三百九十三億千八百余万円

である。

第二 審査の結果

本件を審査した結果

一、会計検査院の検査確認又は検査完了した決算のうち決算検査報告に指摘された不当事項及び是正事項については会計検査院とおおむね意見を同じくする。

二、決算を審査した結果によると、当委員会の連年にわたる注意警告に伴い政府当局の努力によつて相当改善の跡が認められる。現に決算検査報告の指摘事項及びその金額も減少の傾向にあり中には著しく改善されたものを見受ける。その他会計検査院及び政府当局の説明及び質疑応答を通じてその一斑をうかがうことができる。

しかし、なお昭和三十三年度においても、不当事項及び是正事項として報告されたものは、五〇一件、批難金額十五億余円の多きに上り、かつ改善の跡が認められな

三十三年度決算審査の過程において明らかにされた事実及び決算検査報告の指摘事項にかんがみ、内閣に対し次の諸項について注意警告を与える必要を認める。

(一) 綱紀の肅正

各省各庁及び政府関係機関における各種の法令、予算遵守及び不経済事項が繰り返して行なわれており、また公務員の不正行為は関係当局の努力にも拘らずなお少なくなく、中には監督者自身によるものが見受けられ、公務員の間における公金公物輕視の風潮がなお強く、国民への奉仕に対する信念の不足が痛感される。これは究極するところ公務員としての自覚及び責任觀念の稀薄、個々の職員の適性及び能力の不足があり、責任体制の確立も不十分であり、信實必罰による人事管理も不適切なことに よるものと認められる。

内閣及び関係当局においては、公務員の職責の自覚と責任の所

政府関係機関

昭和三十三年度における政府関係機関の数は十一であつて、各機関の決算額の総計は

収入決算額 一兆四千二百二十六億五千三百余万円
支出決算額 一兆四千一百一十七億千七百余万円

である。

本件については大蔵省、運輸省、郵政省及び会計検査院から説明を聴いた後慎重審議を重ね、もつて今日に至つたものである。

在の明確化を徹底し、上司も自ら高潔を持し職員の指導監督と訓練を充実する一方、確固たる信念と決意をもつて更に責任の追及を厳正にし、綱紀の肅正に努むべきである。

(二) 制度及び運営の整備改善

1 行政の統括管理と監督の充

国家財政の成果を挙げ経理の適正を推進するには行政全般においては勿論、財務行政の制度、方式及び内容を整備し、これが運営を適実にし、また常に悪弊を改善する努力がなければならぬ。しかし財務行政の過程において統括管理の重要なこと論をまたない。そのために内部統制、内部牽制を確立した内部監査によつてこれを補うことが有効である。すでにこれが励行により不正不当の指摘事項も減少しつつあるとはいへ、これら機構の整備と機能の活

用は十分でない。ことに現金及び物品の出納保管の管理についてこれが認められる。機構の整備と相まつて、その有効適切な運営に一層努力し、財務行政の適正化と効率化を推進し、また事態により財務職員強化と配置を適切にし、中央地方の指示連絡を密にし、運用の妙と相まつて財政の効果を一段と發揮すべきである。

公社、公庫、銀行等の政府関係機関を初め、国が補助金等の財政援助をしている公私団体等に対する主務省の監督行政においては、不当不正を抑制するは勿論、事業運営の合理化を促進し財政資金が更に効用を發揮するよう適実な施策の実行に留意することが肝要である。各種補助団体等の事業遂行に対する監督行政においては近年改善の跡が見られるが、災害復旧事業補助

についてはなお不当事態が多く過去の大災害に際してこれが多発した事例にかんがみ、今次の台風災害など同様の事態に關し特に所管大臣の注意を喚起したい。

工事の施行及び物件の調達その他の契約等において、不経済として指摘されたものが決算検査報告事項だけで三億三千八百余万円に上がつてい

る。これらはいずれも計画、設計の粗漏、契約相手方の選定、予定価格の積算、受領対象物の不当等であり、これが原因は、担当者が当然すべき事前の調査、中間監督、検査等を怠つたことによること勿論であるが、更に契約方式についても適切であつたとは言えない。ことに、特殊関係ある業者との契約など不明朗を一掃すべきであり、いやくも契約相手方とのなれ合いなどがあつてはならない。

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第十二号

昭和三十三年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十三年度政府関係機関決算書外三件

一四〇

また調達要求部局と審査部局、及び契約部局の間における調整連絡を密にし、因に不測の損害を来たすことのないよう注意すべきである。

2 予算の編成及び執行の合理化その他

予算の編成及び執行において、その合理性と効率性を推進することは財務制度運営の整備充実と共に極めて重要である。当委員会の連年の注意警告に即応し内閣においてもこれが改善を進めつつあり、すでにその成果を表わしたのもあるとはいへ、更に一段の努力を要する。

総合事業において各省の間、国営事業と団体営事業の間における事業の執行実施、又省内の事業においても全体計画中の小部分を毎年施行するなどにより、国家資金の効用を減殺されている事例があり、事業実施の調整を行なう必要が認められる。

各種補助金等については、事業費の査定、積算及び執行を合理厳正にするとともに、交付の時期、方法を適切にし、資金の効率を上げていくべきである。またすでに必要性の少ない補助金等についてはその

統合減廃を行ない、これをより有効な経費に充てる努力が望ましい。

なお、不当金額の是正回収に努力し国損を最少限度に止むべきである。

3 事業運営の合理化等

各種政府事業における事業の実績又は損益の状況から見て業務運営及び財務処理の合理化を図る要の認められるものがある。たとえば、各種社会保険、農業共済保険、食糧管理、国有林野、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の各事業において事業運営に根本的検討を要するものがあり、経理面においても、毎年度の決算検査報告に不当事項が指摘されていることにかんがみ、これが適正を図り、ひいては事業運営の健全化を期すべきである。

また開拓事業における基礎施設及び入植後の営農振興対策、各地地盤沈下に対する施設及び産業対策などについては、総合的施策の実施により事業の効果を発揮することに一層の留意が必要である。

4 財産の管理運用

国有財産の取得、管理及び処分についても、改善に向か

いつつあるが、なお不当事項が指摘されており、昭和三十三年五月から初めた実施調査の成果もいまだ十分でない。政府はその整理態勢を強化し、管理運用の万全を期すべきである。

5 各公庫、銀行の運営の適正化

各種公庫、銀行においては、その政府機関たるの地位と設立の使命にかんがみ、貸付対象の選定、貸付の実施、貸付資金の回収について適実を期することは勿論、業務を委託した金融機関に対しても指導監督を充実すべきであり、貸付手続においても借受人の便宜を考慮し資金の貸付目的が十分達成されるよう努力すべきである。いたずらに堅実主義に拘泥し又は委託金融機関の便宜に左右されることであつてはならない。政府関係機関の当事者及び所管大臣の注意を喚起する。

(三) 事業計画の確立と実施効果の確保

長期にわたつて完成を期する重要事業、たとえば治山治水、高潮対策、道路整備、国有鉄道五箇年計画、電々公社五箇年計画等については事業計画を慎重に検討確立し、一方これが財源の確保を図り、情勢の推移に即応しつつこれが実施を適実にし、長期計画の実効を期すべきである。ことに今次台風の大災害にも深く思いをいたし治山治水、高潮対策を確立し、災害を未然に防止しもつて人命の安全と国土の保全に遺憾なきを期すべきである。

なお、昭和三十三年度決算の審査を終了するに当り、当委員会は叙上の趣旨に基づき、問題の多い防衛庁に対し特に警告を発してその注意を喚起した。

三、以上のほか、前記決算については格別の異議がない。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて報告する。

昭和三十三年二月二十六日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年度一般會計歳入歳出決算

昭和三十三年度特別會計歳入歳出決算

昭和三十三年度国稅収納金整理資金受払計算書

昭和三十三年度政府関係機関決算書

右 国会に提出する。

昭和三十三年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸 信介

審査報告書

昭和三十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和三十三年二月二十六日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年度物品増減及び現在額総計算書

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和三十三年二月二十六日

決算委員長 上原 正吉

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十三年年度物品増減及び現在
額総計算書

右
国会に提出する。

昭和三十四年二月十四日

内閣総理大臣 岸 信介

〔上原正吉君登壇、拍手〕

○上原正吉君 たいい議題となりま
した日程第三から第六までの四件につ
きまして、決算委員会における審議の
経過並びに結果の概要を御報告申し上
げます。

まず、昭和三十三年年度一般会計歳入
歳出決算、昭和三十三年年度特別会計歳
入歳出決算、昭和三十三年年度国税収
金整理資金受託計算書、昭和三十三年
度政府関係機関決算書について申し上
げます。

本件は、昭和三十三年十二月二十二
日国会に提出されました、今回審査を
終えたものであります。

まず、本件の内容の概要を申し上げ
ます。

一般会計は、歳入決算額一兆三千九
百九十八億余万円、歳出決算額一兆千
八百七十六億余万円、差引二千二百
十二億余万円の剰余を生じましたが、
このうち、三十三年度新たに生じた純
剰余金は八百四十四億余万円でありま
す。また前述の歳出決算額のはかに翌年度
への繰越額が三百十五億余万円ありま
したので、九十四億余万円が不用額と
なっております。予備費は、予算額八
十億円に対し、そのほとんど全額を使
用されました。また国庫債務負担行為
のうち、財政法第十五条第一項に基づ
くものは、限度額三百六十六億余万円に
対し、実際負担額は二百五十六億余万円
で、同条第二項に基づくものは、限度
額三十億円に対し、実際負担額は一億
余万円でありました。公債は、内外債
を合わせ、年度初め現在額四千六百八
十三億余万円、年度中の発行額は四百
五十六億余万円、減少額四百七十五億
余万円、年度末現在額四千六百六十
三億余万円でありました。借入金は、年
度初め現在額四百九十五億余万円、年
度中の借入額八百余万円、減少額一億
余万円、年度末現在額四百九十四億
余万円でありました。

特別会計は、その数が四十でありま
して、各特別会計の決算額の総計は、
歳入決算額が二兆三千七百六十二億余
万円、歳出決算額が二兆三千三百九十
三億余万円でありました。

政府関係機関は、その数が十一であ
りまして、各機関の決算額の総計は、
収入決算額一兆四千四百二十六億余万
円、支出決算額一兆四千一百一十一億余万
円でありました。

以上が決算の概要であります。詳
細は決算書類についてごらんを願いま
す。

本件につきましては、昨年二月十三
日関係各省及び会計検査院から説明を

聞きました。本年二月二十六日までの
間に三十回の委員会を開き、また二班
の委員派遣によって現地調査を行な
い、慎重審議を重ねました。その詳細
は会議録によってごらんを願います。

審議を終るにあたりまして、三十
三年度においてもなお改善の跡の認め
られない防衛庁に対し、当委員会の決
議をもって、その反省と努力とを求め
るため、重ねて警告を与えました。

審査の結果といたしまして、内閣に
対し注意を与え、警告を行なう必要が
あると認めた事項は審査報告書に掲げ
ましたが、その概要を申し上げます。

まず第一は、綱紀の肅正についてで
あります。決算委員会、国の財政の
処理を監視する立場からいたしまして
て、毎年度の決算審査にあたり、綱紀
肅正の要望を続けてきたのであります
が、いまだに、上下を通じて、職責の
自覚、責任観念の確立、厳正な信賞必
罰が行なわれていないとは認められな
かったものであります。

第二は、財政の制度及び運営の整備
改善についてであります。国家財政の
成果をあげ、経理の適正を期するに
は、財務行政において組織的な統括管
理が重要であり、そのためには内部監
査が効果的であります。これがいまだ
に十分に行なわれておりません。従っ
て、各省庁はもとより、政府関係機関
において、たとえは工事の施行、物件
の調達などに、不経済、不明朗な事態

が繰り返されておき、また現金、物品
の出納に不正事件が発生し、国有財産
の管理運用もよくいっておけるとは言
いがたい。また公庫、公社等の政府関
係機関や各種補助団体に対する監督に
おいても適切を欠いている点が認めら
れます。また財政の実体をなす予算の
編成及び執行におきまして、総花的な
配分になったり、事業の施行が断片的
であるなど、財政資金の効率が悪いも
のも見受けられます。これらの点につ
き、政府当局の一段の注意を喚起し、
反省を要望したのであります。

第三は、事業計画の確立と実施効果
の確保についてであります。国及び政
府関係機関におきまして、各種五カ年
計画など、長期にわたる事業が実行さ
れておりますが、中には資金の不足等
によって予定が著しく、ずれるものな
どが見受けられますが、いやくも国
の財政資金を使用する事業について、
このようなことがあってはならないこ
とを強調いたしましたのであります。

以上が内閣に対する警告の要旨であ
ります。このような警告を毎年繰り返
返さなければならぬのはまことに遺憾
であります。

会計検査院の検査報告における指摘
事項の数は三十年度以来逐年減少して
おりますが、まだ不当不正事実の発生
する根本的欠陥が除かれたものとは認
められないのであります。要は、人的
要素における綱紀の肅正を初めとし、

財政行政の制度、組織、内容及び運用
面において、この際、政府が事態を再
検討して適切な対策を講ずることを要
望することは、決算委員会における超
党派の意見であります。

次に、本件採決の際に各委員からな
された討論の要旨を申し上げます。
れば、まず自由民主党を代表する野本
委員から「決算を承認するにあたり、
次の事項を強く申し上げたい。三十二
年度は前年度に比べ改善の跡も見られ
るが、なお多数の指摘事項がある。公
金、公物はすべて国民の血税に基づく
ものであることに思いをいたし、最も公
正に効率的に使用すべきである。会計
検査院に指摘されたような事項は、各
省の責任において内部監査を強化して
防止すべきであり、今後事務能力の発
揮と内部綱紀の肅正に一そう努力すべ
きである。」との御発言がありました。

次に日本社会党を代表して矢嶋委員か
ら「政府は血税の行方を見守ることに
ついて不熱心である。補助金を中心と
して問題が多い。特に防衛庁における
経理には旧軍部の感覚の潜在が疑われ
る。今回、警告決議をしたのは防衛庁
だけであるが、その他の各省において
も警告がなかったからといって気をゆ
めるてはならない。公金、公物を重視
する考え方を強化し、予算の執行は能
率的に行ない、租税の徴収について不
当事項をなからしめるなど、内部監査を
強化し、納税者の期待に沿うよう努力

一四一

めて低い検査施行率の会計検査で発見されたものであり、全体から見ますならば、氷山の一角にすぎないという点であります。現に郵政省だけ見ましても、犯罪事犯による国損金額は一億数千万円が摘発されているのでありまして、一年間の実質的な不正不当金額はおよそ二百億円にも上るものと推測されるのであります。何人もかような決算に快く賛意を表することはできないと思われのであります。今後、政府がその場の答弁で一時的に糊塗することなく、実行をもつて改善の実をあげるのではありません、国民の信にこたえるためにも、わが党は今後の決算審議に対しては別途対策を考えなければならぬと思つており、政府の強い反省を求める次第であります。

第三に、不正不当の発生する原因が主として政府の施策の不徹底と怠慢に由来することであり、たとえ政府契約について見ても、会計法上は一般競争契約が原則であるにもかかわらず、昭和三十一年度一般会計における政府契約の実情は、九四％が随意契約、五％が指名契約であり、一般競争契約は全体のわずか一％にすぎないという実情であります。また各種補助金の整理についても、再三にわたつて当院決算委員会でも勧告され、誠意をもつて実施するとの大蔵大臣の言明があつたにもかかわらず、実際の

効果はほとんどあがつておりません。根本的には、予算の編成や執行上、その合理化がなおざりにされているために、国費の効率的な運用が阻止されているということであり、たとえば農業水利事業のような総合事業において、国営事業と団体営事業との間に総合的な施策を欠いているために、工事の進行がびつこになり、あるいはまた、同一省内でありながら、総花的予算配分のため、着工以来九九年を過ぎてもなお事業効果が発揮されていない事業すらあるものであります。政府はこれの際、この種予算の不正不当の使用の温床となるものを徹底的に究明して、抜本的な改革を断行し、再び不正不当使用が発生しないよう施策の徹底を期すべきであります。

第三に、防衛、公安関係経費を中心に、政府の官僚的な財政運用に警告を与えたいのであります。三十一年度決算審査の過程で、これら経費の使い方にきつかわれわれの承認しがたい事実が明らかにしたのであります。まず、防衛庁経費について見ますと、イタリヤのスタッキニーニ会社から購入しようとして支払いましたロケット弾の前払い金二千二百七十万円が回収不能となつたということであり、また昨年秋、国民の激しい反対運動に抗してひそかに持ち込まれたサイドワインダーの購入代金五千万円が、

実はすでに一年近くも前に全額米国側に支払われておつた事実が明らかになつたのであります。これと、本年度予算執行段階で、行政府の一方的な判断で計画を変更し、最新式誘導弾ターターの購入を決定したこと、並びに来年度予算に一千億円に近い巨額の国庫債務負担行為を計上しておることなどを考え合わせますと、防衛庁の予算執行が戦前の臨時軍事費会計的な暗い姿に進みつつあるのではないかと深く危惧するものであります。

次に、昭和三十一年、岸内閣の成立を契機といたしまして、公安関係の調査活動費や各省の報償費が急激に増加し、しかも、これら経費の使途について会計検査院の検査が行なわれず、戦前の機密費と同様の取り扱いを受けておる事実が明らかになつたことであり、昨年夏、岸首相の外遊に際し、当然、党費あるいは個人から支払いされるべき随行議員団の旅費が、外務省の報償費から支出されたという事実も明らかになつたのであります。昨年十月の横浜市金沢における東洋化工の爆発、さらに十二月、京浜第二国道における自動車事故などによる被災者に対する補償、見舞などには、一顧だに与えない冷淡な態度に比べて、国民の一人としてまことに憤慨にたえないものがあるものであります。新憲法下、財政法その他会計法規の趣旨から見まし

て、本来、国民の前にガラス張りであるべき財政運用が、国民の知らない間に、国民の目の届かないところで官僚によってゆがめられ、独裁的になつていくのではないかと、深く憂えるのであります。この際、政府は、憲法の精神にのっとり、民主的財政運用に努めるべきであります。

第四に、物品の管理について政府の注意を促したいのであります。防衛庁において兵器や被服などの供与物品の亡失毀損が著しく多額に上つておると会計検査院から注意されておるのであります。自衛隊内部における規律のゆるみと士気の低下がこのような結果を発生せしめておるのではないかと考えるのであります。防衛庁は、これら物品が国民の血税によつてまかなわれておることに深く思いをいたし、今後かかる指摘のないよう注意すべきであります。

最後に綱紀肅正について意見を述べたいと存じます。岸総理みずからも三悪追放を公約し、官紀の肅正と信實必罰を国民に誓つておられるのであります、血税の使用について各省に範をたれるべきはずの大蔵省に、国有財産の払い下げや徴税にからみ、大がかりの汚職が発生している事実が見られるのであります。また、信實必罰について見ますと、国民の血税十五億円の不正不当使用に対してわずかに二十四名の懲戒処分がなされておるに過ぎません。他の大部分の関係者は、嚴重注意というきわめて軽い名目的な処分であり、しかも懲戒処分を受けたものの大部分は下級末端職員であります。最高責任者については口頭で注意を与え、局長に至りましては、二カ年を経過した今日ではほとんど榮転しているという事実でござります。一方、三十一年度における公務員の労働運動に対する懲戒処分を見ますと、処分された者の総数七万二千二百人の多きに上り、処分内容は、免職、停職、減給、戒告など、まことに苛酷にして残酷きわま

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第十二号

昭和三十三年度一般會計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別會計歳入歳出決算、昭和三十三年度政府関係機関決算書外三件、關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定加入に關する宣言の締結に關する宣言の件外三件

りなきものであります。これが憲法に保障された団体行動権に基づく行為に對する処罰であります。私は、決算上の不正に對する処分が數の多きを求めるものではありません。またその重きを願うのでもないであります。この労働運動に對する処分と比べて、あまりにもはなはだしい差別と矛盾が、岸内閣の唱える信實必罰の実態であることを訴えんとするものでござい

す。(拍手)ここに政府の強い反省を求める次第でございます。

以上、五つの点につき意見を述べましたが、その他決算の内容について不満とするところを一つ一つあげれば限りありません。審査の跡を振り返ってみますと、中には、当局の改善努力の跡顯著なるものもありますが、また、いま一步の努力を要するところもあり

ます。なお、防衛庁のように、過去四カ年間連続して警告を受けながら、いまだ改善の跡を認めないところもあります。従いまして、本決算を契機として、政府及び関係当局がさらに創意と努力を重ね、一円の国費さえもむだなく使用される日の到来が一日も早くからんことを強く要望するものであります。特に、昭和二十八年度の災害予算については、決算審査において驚くべき不正不当の事実が指摘されております。昨年の大災害に對して、今後數百億円に上る予算が執行されるのであ

りますが、再度二十八年度のごとき悲しむべき結果を招来しないよう、政府並びに関係当局に強く要望しておきたいと思ふのであります。

わずかながら曙光が見えて参りました今日、いたずらに本決算の欠点にこだわらず、これが追及だけに終わることには、国家財政適正化のため、必ずしも得策とは思いません。非違は非違として、政府が災いを転じて福となすよう督励することが、今日では最も肝要かと考えます。

ここにわれわれは、決算上ははなはしく不当と思われる防衛庁に、決議をもつて警告を発して今後を戒めるとともに、災害予算に對しては、予防決議をなして、あらかじめ予算の適正な使用を希求し、昭和三十三年度一般會計予算外三件に對しては、不満ながら承認を与えんとするものであります。

以上、討論を終わります。(拍手)
○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより四件の採決をいたします。四件は委員長報告の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて四件は委員長報告の通り決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言の締結に關する承認を求めるとの件。

日程第八、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、以上兩件を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。外務委員会理事井上清一君。

審査報告書
關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言の締結に關する承認を求めるとの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月十五日
外務委員長 草葉 陸園
参議院議長松野鶴平殿
要領書
一、委員会の決定の理由
この宣言は、スイスが同國の通貨政策上及び国内法に基づく一部農産物等についての輸入制限上、一般協定の規定の一部を留保することを認めて、宣言参加国とス

スとの間に一般協定に基づく通商關係を設定することを規定したものである。

この宣言の作成に先立つて行なわれたスイスとの關稅交渉にわが國も参加したが、その結果たる關稅の譲許が、わが國とスイスとの間に設定されるガット關係に基づき実施に移されるならば、關稅引下げの面からする貿易の増大に寄与することが期待されるので、妥當な措置と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言の締結に關する承認を求めるとの件

右
國會に提出する。
昭和三十三年二月五日
内閣總理大臣 岸 信介

關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言の締結に關する承認を求めるとの件

關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言の締結に關する承認を求めるとの件

關稅及び貿易に關する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に關する宣言
關稅及び貿易に關する一般協定(以下「一般協定」という。)の締結國でこの宣言を受諾したもの(以下「参加締結國」という。)及びスイス連邦政府は、

一般協定の締結國(以下「締結國」という。)がその第十一回会期で承認した關係報告書に掲げるスイスの暫定的加入のための取極を考慮し、

前記の取極に従つてスイスと若干の締結國との間で行なつた關稅交渉の結果を考慮して、

1 スイス連邦が關係手續に従つて一般協定に加入してあり、かつ、この宣言に附屬している譲許表が一般協定に附屬している譲許表であるとみなして、参加締結國とスイス連邦との通商關係が次の(a)、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として一般協定に基づくかなければならないことを宣言する。

(a) スイス連邦政府は、一般協定第十五条の六の規定の適用に關し、自己の態度を留保する。スイスの通貨政策は、千九百五十六年十一月十七日の締結國の第十一回会期の会合でスイス連邦政府が行なつた宣言に掲げられており、これに言及することによりこの宣言に含まれるものとす。これに關連して、スイス連

邦は、為替上の事項については一般協定の趣旨に従つて行動することを約束し、特に、為替上の措置によつて一般協定の規定の趣旨に反しないようにすることを約束する。スイス連邦は、この宣言のいずれかの署名国で、一般協定の規定の適用に重大な影響を与えるおそれがあるか、又は千九百四十九年六月二十日の決議に附属している特別為替取極の原則及び目的に反する為替上の措置をスイス連邦が執つたと認めるものの要請を受けたときはいつでも、三十日の予告が行なわれることを条件として、締約国と協議することに同意する。

(b) スイス連邦政府は、一般協定第十一条の規定の適用に關し、同政府が、千九百五十一年十月三日の連邦法第二編の規定、連邦憲法第三十二条の二及び第二十三条の二(いずれも千九百五十二年に改正されたもの)の規定に基づくアルコール及び小麦の独占に關する法律並びに千九百五十六年九月二十八日の連邦法第十一条の規定に従つて輸入制限を課するために必要な限度において、自己の態度を留保する。スイス連邦政府は、それらの法律に基づく措置を執るに当たつて、同法律の実施を妨げない限り、一般協定の該當する規定を最大限度まで遵守するものとし、特に、この宣言の署名国の利益に与える損害を最小限度にとどめるような方法で同法律を適用することを確保するよう努力するものとする。したがつて、スイス連邦政府は、一般協定第十三条の規定に従い、前記の法律に基づいて課されるすべての制限を無差別待遇の原則に従つて適用するものとし、また、一般協定第二十二條及び第二十三條の規定に従い、この宣言の他の署名国がスイス連邦政府に対して行なつた申立てについて好意的考慮を払い、かつ、その申立てに關して協議を行なうものとする。この宣言が効力を生じた後の最初の締約国団の会期において及びその後はこの宣言の有効期間中の各年次会期において、スイス連邦政府は、この留保に従つて執つた措置に關する報告を締約国団に提出するものとし、また、締約国団の要請を受けたときは、その措置に關して締約国団と協議を行なうものとする。

(c) スイス連邦政府は、この宣言が効力を生じ、かつ、締約国団がその作業に参加させるためスイス連邦を招請する決議を承認した後、前記の留保に伴う問題に關し一般協定の基本的原則に合致する解決を見いだすため、締約国団と協議することを約束する。

2 参加締約国及びスイス連邦政府は、締約国団に対し、この宣言の運用のために必要な任務を遂行することを要請する。

3 この宣言の適用地域の適用上、スイス連邦の関税地域は、スイス連邦とリヒテンシュタイン公国との関税同盟条約が有効である限り、同公国の領域を含むものとみなす。

4 この宣言が署名のために開放される時までに、ある交渉が完了していないためその結果をこの宣言に附属させることができないときは、その交渉の結果である譲許表は、関係政府及びスイス連邦政府が調書に署名を行なつた日の翌日から、この宣言に附属するものとし、かつ、その規定に従つて規制されるものとする。

5 (a) この宣言は、締約国団の書記局長に寄託する。

(b) 締約国団の書記局長は、すみやかに、一般協定の各締約国に對し、この宣言の認証謄本を送付し、また、この宣言の各受諾について通告するものとする。

6 この宣言は、國際連合憲章第二百二條の規定に従つて登録する。

7 この宣言は、スイスの暫定的加入のための取極に従つてスイス連邦政府と交渉を開始した締約国、その交渉を行なわなかつたがスイス連邦政府との通商關係をこの宣言の規定に従つて規制することをスイス連邦政府と合意した締約国及びスイス連邦政府により署名その他のによつて受諾されるため、千九百五十九年六月三十日まで開放される。

8 この宣言は、スイス連邦及びいずれかの締約国が署名その他によつて受諾した日の後三十日目に、スイス連邦とその締約国との間で効力を生ずる。この宣言は、スイス連邦政府が一般協定第三十三條の規定に基づいて一般協定に加入する日又は千九百六十一年十二月三十一日のいずれか早い日まで、この宣言の当事国がその有効期間を後の日まで延長することを合意しない限り、効力を有するものとする。

千九百五十八年十一月二十二日にジュネーブで、この宣言に附属している譲許表に別段の定めがある場合を除きひとしく正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために
オーストリア共和国のために
トロイ(批准を条件として)
ベルギー王国のために
ブラジル合衆国のために
ビルマ連邦のために
カナダのために
セイロンのために
チリ共和国のために
キューバ共和国のために

チェコスロヴァキア共和国のために
デンマーク王国のために
ドミニカ共和国のために
フィンランド共和国のために
フランス共和国のために
ドイツ連邦共和国のために
批准を条件として
クライン
マラヤ連邦のために
ローデシア及びニアサランドの連邦のために
ガーナのために
ギリシャ王国のために
ハイティ共和国のために
インドのために
インドネシア共和国のために
イタリア共和国のために
セルジオ・バルボニ(批准を条件として)
日本国のために
ルクセンブルグ大公国のために
オランダ王国のために
ニュー・ジブランドのために

昭和三十五年三月二十二日 参議院會議録第十二号 関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件外一件 一四六

ニカラグア共和国のために

ノールウェー王国のために

ヨハン・カペレン

千九百五十八年十二月一

日

パキスタンのために

ペルーのために

スウェーデン王国のために

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北部アイ

erland 連合王国のために

アメリカ合衆国のために

ウルグアイ共和国のために

スイス連邦のために

シャフナー(批准を条件として)

(附属書は省略)

関税及び貿易に関する一般協定
へのスイス連邦の暫定的加入に
関する宣言に附属する譲許表に
関する調書(日本国及びスイス)
日本国政府及びスイス連邦政府
は、関税及び貿易に関する一般協定
へのスイス連邦の暫定的加入に関す
る宣言が千九百五十八年十一月二十
二日に署名のために開放された後

に、両政府間の関税交渉を完了した
ので、

前記の宣言第四項の規定に従い、
この調書に附属している日本国に関
する譲許表が、前記の宣言に附属す
べきこと及びこの調書に附属してい
るスイスに関する譲許表に掲げる譲
許が、前記の宣言に附属しているス
イスの譲許表に合体すべきことを合
意する。

以上の証拠として、それぞれの代

附属書

日本国の譲許表
日本国政府がスイス政府に許与することに同意する譲許の表
この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部

輸入税表番号	品名	税率
六九五のうち	薬剤、化学薬、医薬及びこれらの調合 品(別号に掲げるものを除く。)	
七〇五のうち	二のうち デキストロ・一・(バラ・メトキ シベンジル)・二・メチルオクタ ヒドロイソキノリン・タートレー ト、デキストロ・三・ヒドロオキ シ・エヌ・メチルモルヒナン及び デキストロ・三・メトキシ・エ ヌ・メチルモルヒナン・ヒドロブ ロマイド ペラドンナ葉の左旋性アルカロイ ド ヒドララジン・ヒドロクロライド 合成染料 八のうち螢光白色染料 注 螢光白色染料とは、紫外線を 吸収し、青色の螢光を輻射し て、白色物質の見かけの白さを	一割五分 一割五分 一割五分 一割五分 一割五分 二割五分

表者は、正当に委任を受け、この調
書に署名した。

千九百五十九年十一月十三日に東
京で、この調書に附属している譲許
表に別段の定めがある場合を除きひ
としく正文である英語及びフランス
語により、本書一通を作成した。

日本国のために

河崎一郎

スイス連邦のために

ヴァイトナウアー

(スイスの譲許表は省略)

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める
法律等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて要領書を添え
て、報告する。

昭和三十五年三月十七日

外務委員長 草葉 隆圓

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、「在外公館の名
称及び位置を定める法律」を改正
して、モントリオール及びソール
ズベリーにそれぞれ総領事館を新
設するとともに、これに勤務すべ
き外務公務員の在勤俸を定めるた
め、「在外公館に勤務する外務公
務員の給与に関する法律」に所要
の改正を加えるもので、妥当な措
置と認めた。
二、費用
本法を実施するため本年度は四

一六七六のうち

送風機(弱風機を含む)

ディーゼル機関用排気タービン過給
機

強める有機合成物質をいい、こ
れらのものは、一般に、スチル
ベン誘導体からなっている。
送風機(弱風機を含む)
ディーゼル機関用排気タービン過給
機

一割五分

千二百六十二万八千円を要する
が、この額は、昭和三十五年度予
算に計上済である。

在外公館の名称及び位置を定める
法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

在外公館の名称及び位置を定める
法律等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定め
る法律等の一部を改正する法律
(在外公館の名称及び位置を定め
る法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を
定める法律(昭和二十七年法律第
八十五号)の一部を次のように改
正する。

表中「在マニラ日本国総領事館」

「フィリピン マニラ」

を

在マニラ日本国総領事館
在モントリオール日本国総領事館
在ソールズベリー日本国総領事館

フィリピン マニラ
カナダ モントリオール
ローデシア・ニアサラ
ン 連邦 ソールズベリー

に改める。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 (昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表総領事館の項中

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

マ ニ ラ 二〇〇〇 八八〇

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

〔井上清一君登壇、拍手〕

○井上清一君 ただいま議題となりました条約及び法律案各一件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する

る宣言の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

この宣言は、スイスが、自国の通貨政策上及び国内法に基づく一部農産物等についての輸入制限上、ガットの規定を完全に実施できない立場にあって、ガットに正式加入することができませんので、暫定的加入の方法として、スイスがガットの規定の一部を留保することを認め、この留保の問題を将来スイスとガット締結国との間で

検討することを条件として、スイスと

この宣言に参加する国との間に、ガットに基づく通商関係を設定することを規定したものであります。この宣言は、ガット締結国中わが国を含む十八カ国とスイスとの関税交渉を遂行して、第十三回ガット総会において、昭和三十三年十一月二十二日に作成されたものであります。わが国は、この関税交渉において、スイスから五税目の関税譲許を獲得するとともに、スイスに対してはこれに見合う薬品等五税目の譲許を許すこととなりました。この宣言が発効し、譲許が実施に移されまると、わが国の譲許は、スイスのみならず、他のガット締結国にも与えることとなる反面、わが国は、スイスの全譲許品目を含め、他国の譲許についてもガット関係に基づいて均霑することとなりますので、関税引き下げの面から、わが国とスイスその他ガット締結国との貿易の増大に寄与することが期待されるところの政府の説明でありました。なお、この宣言の署名期間は本年四月一日までとなっており、現在までにスイスを含めた二十一カ国が署名を行なっております。

質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。委員会は、三月十五日質疑を終え、討論、採決を行ないました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容は、カナダのモントリオールとアフリカのローデシア・ニアサランド連邦のソールズベリーに、それぞれ総領事館を新設するため、在外公館の名称及び位置を定める法律を改正するとともに、これら二つの総領事館に勤務すべき外務公務員の在勤俸の支給額を設定するため、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

政府の説明によりますと、モントリオールは、カナダにおいて政治的にも経済的にも重要な地位にあるケベック州第一の都市であります。現在、同地から遠隔の地にあるトロント領事館が同州をも管轄しておるので、十分な領事活動に不便を来しておることと、また、ソールズベリーは、英領植民地である南ローデシアと、保護領である北ローデシア及びニアサランドで構成されているローデシア・ニアサランド連邦最大の都市であり、また、同

連邦が近い将来に独立するものと思われることなどが、両総領事館新設の理由であります。

委員会の審議におきましては、ローデシア・ニアサランド連邦とわが国との貿易関係及び競争国との関係、また、わが国の対アフリカ政策の今後の重要性にかんがみて、同地域における在外公館及び本省の担当機構の強化、アフリカ勤務の外務公務員の待遇問題、アフリカの経済開発に関する施策等につき質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

委員会は、三月十七日討論、採決を行ないました結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野平吉) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

まず、関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野平吉) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第九、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)。

日程第十、酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長杉山昌作君。

審査報告書

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月十一日

大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船主責任相互保険組合において、その組合員が用船又は回航請負をする船舶の運航に伴つて生ずる費用及び責任に関する相互保険たる損害保険事業を行なうことができるようにしようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行のため別に費用を要しない。

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年二月十六日

内閣総理大臣 岸 信介

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法の一部を改正する法律

船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)第一条第二項に定める漁船」を「漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項(定義)に規定する漁船で総ト

ン数千トン未満のものに、「その所有又は賃借する船舶」を「その所有者(船舶賃借人を含む。以下「船主」という。)」を「自己」に改め、同条第三項中「その所有又は賃借する船舶」を「その所有し、賃借し、若しくは用船し、又は回航を請け負う船舶で本船以外のものに」、「船主の」を「自己の」に改め、同条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

前二項に規定する費用及び責任は、次に掲げるものとする。

第二条第四項第一号中「船主」を「当該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その回航請負人を含む。)」に改め、同項第二号中「船主が負担」を「当該船舶の所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その用船者及び回航請負人を含む。以下「船主等」という。)」が負担し、」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 検査法(昭和二十六年法律第二百一十一号)第十四条第一項、第二十二條第三項又は第二十三條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)(汚染等をした船舶等についての措置)の措置がとられた船舶について、船主等が負担すべき当該措置に要する費用

第二条第四項第四号中「船主」を「船主等」に改める。

第十二条第二項中「所有」を「所有し、」に、「船舶の運航に伴つて生ずる船主の」を「第二条第二項又は第三項に規定するに、その船舶」を「当該契約に係る船舶」に改める。

第十四条第一項中「加入申込証二通に」の下に「組合員たる資格に係る事項並びに」を加える。

第十五条第一項中「所有」を「所有し、」に改める。

第二十七條第三項第五号中「若しくは保険事故の発生又は」を「、保険事故の発生、」に改め、「譲渡」の下に「その他の理由」を加える。

第四十五條第一項中「組合員の数若しくは」の下に「その所有し、若しくは賃借する」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月十七日

大蔵委員長 杉山 昌作

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における清酒

及び合成清酒の消費の状況にかえりみ、これらの酒類の級別制度の合理化を図るため、清酒の級別として新に準一級を設けるとともに、合成清酒の級別を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

酒税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案
酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一級」の下に「準一級」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第一級、合成清酒第一級を」、「第一級及び準一級」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は合成清酒」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一級」の下に「又は準一級」を加え、同項を同条第五項とする。

「第一級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二万三千三百七十円を加えた金額）」

「第二級 二十七万六千六百円（アルコール分が十八度をこえるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二万三千三百七十円を加えた金額）」

「第三級 十八万五千五百円（アルコール分が十七・五度をこえるときは、アルコール分十五・五度をこえる一度ごとに一万四千三百七十円を加えた金額）」

同条第二号を次のように改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 酒税法第二十八条第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合

二 酒税法第二十九条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され

た酒類について、その承認の際税務署長が指定した期限までに同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合

4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項及び第二項中「合成清酒第二級」を「合成清酒」に改める。

清酒	第一級	第二級
十三度以上	九万	八万四千四百円
十四度未満	十三万	十二万三千三百円
十三度以上	十二万	十一万九千九百円
十四度未満	七万	五万八千八百円

清酒準一級	十三度以上十四度未満	十五万五千五百円
清酒準二級	十三度以上十四度未満	九万八千四百円
合成清酒	十三度以上十四度未満	七万五千八百円

に改め、同

〔杉山昌作君登壇、拍手〕

○杉山昌作君 ただいま議題となりまして、二つの法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

船主相互保険組合法は、昭和二十五年に制定されまして、同法に基づいて船主責任相互保険組合が設立されたのであります。その事業は、船舶の所有者または賃借人たる組合員が、その所有または賃借する船舶の運航に伴つて生ずる事故による費用及び責任を填補する保険業務を行なうこととしておるのであります。最近におけるわが国海運界の現況にかんがみ、今回この法律を改正して、用船者及び回航請負人としての費用及び責任にも保険を付し得ることとし、これに伴う条文整理をあわせ行なうとするものであります。

委員会の審議におきましては、船舶損害保険制度の現状等につきまして質疑がなされたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、

全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、酒税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における清酒及び合成清酒の消費の状況にかんがみ、これらの酒の級別制度の合理化をはかりとするものであります。すなわち、清酒については、一級と二級の二つの小売価格の差が大きく、消費面から見て両者の間に弾力性を欠いているので、一級と二級の中間に新たに準一級を設けようとするものであり、合成清酒については、一級の消費量が著しく減少して、ほとんど全部が二級となり、一級をこのまま存置しておく意義が失われたので、この際その級別を廃止しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、準一級酒の設けにより酒税の減収になるのではないか、清酒と合成清酒との区別が次第になくなっていく心配はないか、現行の酒造米の割当方法には大きな矛盾があるが、その是正についてどう考えているか等の質疑がありました。

が、詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長（松野鶴平君） 日程第十一、海岸法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。まず委員長長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

審査報告書

海岸法の一部を改正する法律案 右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月十五日

建設委員長 岩沢 忠恭
参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、国土の保全上特

に重要と認められる海岸保全施設の災害復旧工事で、その規模が著しく大であるもの等については、新設又は改良に関する工事と同様、主務大臣が海岸管理者に代わつてみずから施行することができるとする。所要の改正を加へようとするものであつて、災害復旧工事の促進を計るため時宜を得た適当な措置であると認める。

二、費用
この法律施行のため昭和三十五年度において建設省所管として十六億四千九百万円が計上されている。

海岸法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月四日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿

海岸法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律案

海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第六条、第二十六条第一項及び第二十九条中「新設又は改良」を「新設、改良又は災害復旧」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔岩沢忠恭君登壇、拍手〕

○岩沢忠恭君 たいだいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案に

つきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行海岸法は、海岸保全区域の管理は、原則として都道府県知事等の海岸管理者が行ない、主務大臣が海岸管理者にかわつてみずから工事を行ふことができるのは、国土の保全上、特に重要と認められる海岸保全施設の建設又は改良に関する工事で、その規模が著しく大であるもの等であり、災害復旧に関する工事については、もつぱら都道府県知事等の海岸管理者が行ふことになつております。

本改正案は、昨年の台風第十五号による海岸保全施設の災害復旧工事のよりに、国土の保全上きわめて重要なものについては、主務大臣がみずから施行する必要があるもので、今後は、新設または改良に関する工事と同様、一定の場合に主務大臣が災害復旧に関する工事を施行することができるよう措置するものであります。

その内容を申し上げますと、まず第六条の一部を改正し、主務大臣がみずから施行することができるよう工事、海岸保全施設の災害復旧に関する工事を加へることとし、これに伴い、主務大臣が施行する海岸保全施設の災害復旧に要する費用の負担及び負担金の納付方法に関する規定について所要の改正を行なうものであります。

委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、まず「主務大臣がみずから実施できるような措置しなければならぬ具体的な理由は何か」という質問に対しては、政府側からは、「昨年の伊勢湾台風による災害復旧は、

事業量が膨大であつて、地方公共団体から直轄による復旧の要望があつたが、現行法ではできないので、やむなく、地方が事業主体となり、一部は国へ委託する方法で実施してきた。しかし、国が初めから事業を実施すれば、人、機械、建設業者の選定の面でも有利に実施できる」旨の答弁がありまし

た。次に、「災害復旧は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により、国の負担率は少なくとも三分の二以上となるにかかわらず、第二十六条の改正は、災害復旧についても国が二分の一を負担することになり、誤りではないか」との質問に対しては、「災害復旧国庫負担法は、他の法令の規定にかかわらず高率の負担をする規定になつてゐるので、法律的な疑義はない」旨の答弁があり、また、「第六条の改正により、直轄の災害復旧事業を実施する場合も、当該海岸管理者の意見を聞かなければならないことになるが、主務大臣と海岸管理者の間で意見が違ふとき、管理者が移管を希望しないときはどうするか」との質問に対しては、「意見が一致するよう努力するが、当該地方公共団体が、人、機械等の面で実施できると思われれば、無理に移管することはしない」旨の答弁があり

ました。その他、海岸堤防の築造基準、建設、運輸、農林三省の事業の統一調整についての質疑があり、また、新潟の地盤沈下を災害と見るべきかいかにかつて各種の質疑が行なわれ、運輸、農林、通産、建設各省から、その対策について答弁がありました。

かくて質疑を終了し、討論に入りまして、民主社会党を代表して田上委員から、「今回の改正はむしろおそきに失するものである。しかも、改正の当否の事業が伊勢湾を中心とした個所に限られてゐるから、より広範強力に実施することにも、海岸保全事業の裏づけとなる費用について努力し、国及び地方の負担率についても再検討するよう希望して原案に賛成する」旨の発言がありました。討論を終了、採決に入りましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕
本日委員長から左の報告書を提出した。国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案可決報告書

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十四年十二月二十四日

衆議院議長 加藤銀五郎
参議院議長 松野鶴平殿

国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案
国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律

(この法律の目的)
第一条 この法律は、国会が国権の最高機関である性質にかんがみ、国会議事堂周辺の静穏を保つことにより、国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使を確保し、もつて国会の権威の保持に遺憾なきを期することを目的とする。

(国会議事堂周辺の静穏保持)
第二条 何人も、前条の目的を達成するため、国会議事堂周辺の静穏が保たれるように努め、国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使を妨げないようにしなければならない。

(国会議事堂周辺道路)
第三条 この法律において「国会議事堂周辺道路」とは、別表に図示する国会議事堂周辺の道路(その道路に隣接する国会用地を含む。)をいう。

(議長の要請)

第四条 国会議事堂周辺道路において屋外集会、集団行進又は集団示威運動(以下これを「集団示威運動」という。)が行われることにより、国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使に著しく影響を与えるおそれがあると認められる場合においては、両議院の議長は、都公安委員会に対して、その集団示威運動等につきその許可の取消又は条件の変更を要請することができる。

2 国会議事堂周辺道路において集団示威運動等が行われ、又はまたに行われようとする場合において、その行為により国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使が著しく阻害され、又は阻害されるおそれがあると認められる場合においては、両議院の議長は、警視總監に対して、その集団示威運動等につきその制止のために必要な措置を要請することができる。

3 両議院の議長は、前項の規定による要請をしたときは、直ちに、その旨を都公安委員会に通知しなければならない。

(要請を受けた場合の措置)

第五条 都公安委員会は、自らその職権を行使するほか、前条第一項の規定による要請を受けたときは、これに對し必要な措置を講ずるようしなければならぬ。

2 警察官は、自らその職権を行使するほか、警視總監に對する前条第二項の規定による要請があつたときは、必要な限度において、集

団示威運動等の主催者(団体が主催する場合においては、その代表者)、統括者その他の責任者又は参加者(以下これを「参加者等」という。)に対して、警告を発し、又はその行為を制止することができ。

(請願、陳情等)

第六条 この法律に規定する集団

示威運動等には、請願、陳情その他の名義をもつてする集団示威運動等も含むものとする。

(罰則)

第七条 国会議事堂周辺道路において集団示威運動等が行われる場合において、正当な理由がないのに、その集団示威運動等の参加者等が他人を指揮し、又は他人に率先し

て国会議事堂又はその構内に侵入したものは、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

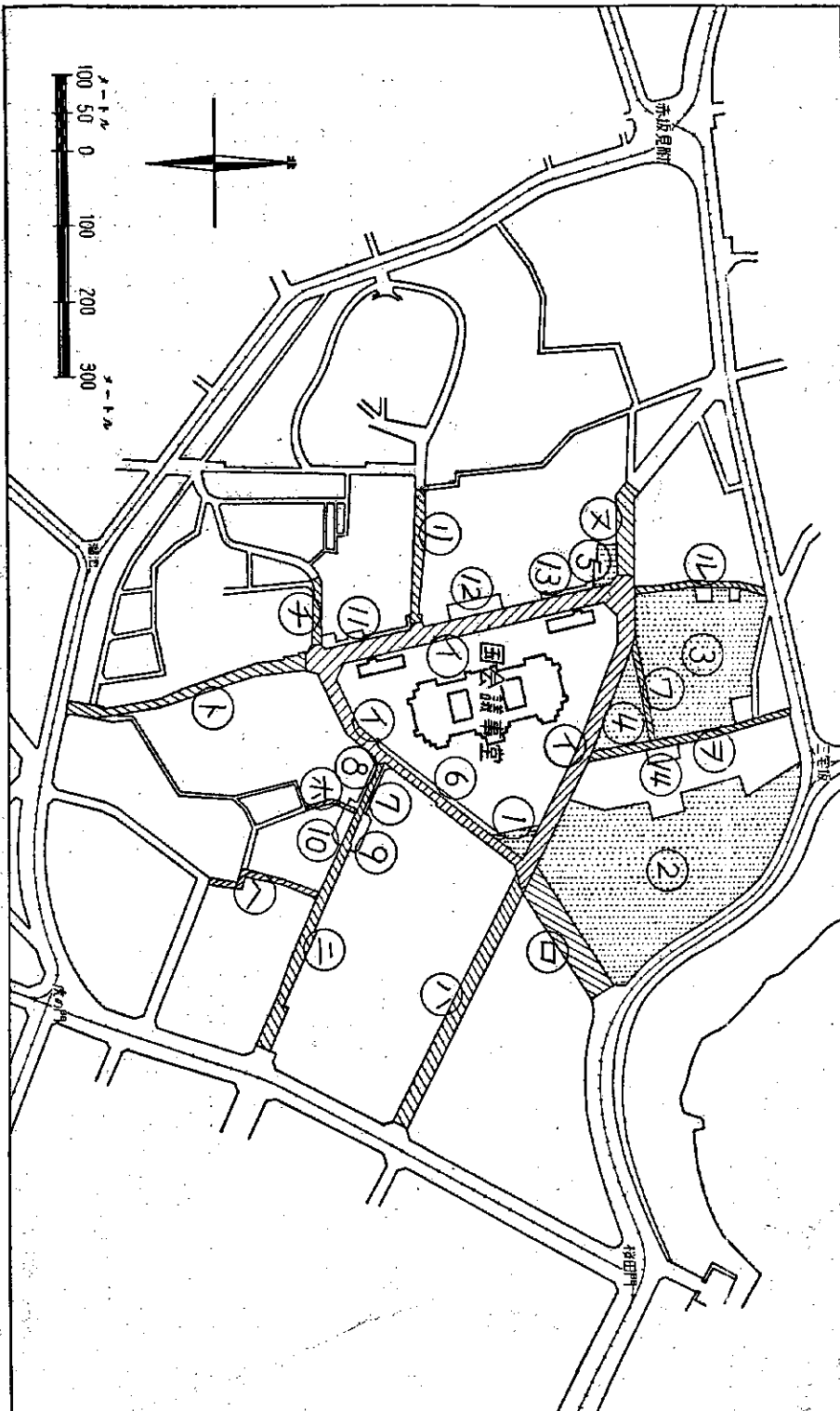
第八条 国会議事堂周辺道路において集団示威運動等が行われる場合において、その集団示威運動等の威力を用いて国会議員の登院を妨げた者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

別表

第三条の国会議事堂周辺道路は、次の図におけるイからワまでの斜線で示す道路並びに1から5までの点線で示す国会用地及び6から14までの国会用地とする。



備考

- 一 イからワまでの図示する道路は、それぞれ次の通りとする。
イ 国会議事堂敷地の境界に接する周辺道路
ロ 東京都千代田区永田町一丁目一番地東先の北側すみ切の南端から道路中心線に直角に引いた線からイの道路に接するまでの道路
ハ 東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地の四南先の北側すみ切の西端と南側すみ切の北端を結んだ線からイの道路に接するまでの道路
ニ 東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地の一南先の入込の西角から道路中心線に直角に引いた線からイの道路に接するまでの道路
ホ 東京都千代田区霞ヶ関三丁目六番地の三西先の同区三年町一番地の四十五東南角から道路中心線に直角に引いた線からニの道路に接するまでの道路
ヘ 東京都千代田区霞ヶ関三丁目二番地の三西南角から道路中心線に直角に引いた線から同区霞ヶ関三丁目六番地の一東北先のニの道路に接するまでの道路
ト 東京都千代田区三年町一番地の十四西南先の南側道路に接する線からイの道路に接するまでの道路
- チ 東京都千代田区永田町二丁目一番地の一内において南側に道路が分岐する西角から道路中心線に直角に引いた線からイの道路に接するまでの道路
リ 東京都千代田区永田町二丁目七番地の九北先の同区永田町二丁目四十四番地西南角から道路中心線に直角に引いた線からイの道路に接するまでの道路
ヌ 東京都千代田区永田町二丁目十九番地北先において同区永田町二丁目十九番地側に道路が分岐する南角から道路中心線に直角に引いた線からイの道路に接するまでの道路
ル 東京都千代田区永田町一丁目二十八番地の二東北先の北側道路に接する線からイの道路に接するまでの道路
ヲ 東京都千代田区永田町一丁目二番地の三番地合併の一東北先の北側道路に接する線からイの道路に接するまでの道路
ワ 東京都千代田区永田町一丁目十四番地東南先のヲの道路に接する線からイの道路に接するまでの道路
二 1から14までの図示する国会用地は、それぞれ次の通りとする。
- 1 国会議事堂正門前の広場
2 東京都千代田区永田町一丁目一番地(参議院議員会館及び参議院速記者養成所の敷地を除く。)

- 3 東京都千代田区永田町一丁目十四番地、三十番地の一、三十番地の四、三十番地の六、三十番地の七、三十番地の八、三十番地の九、三十番地の十、三十一番地の一、三十一番地の二、三十一番地の三、三十一番地の四、三十一番地の五及び三十二番地の一
4 東京都千代田区永田町二丁目十一番地及び十二番地
5 東京都千代田区永田町二丁目十六番地の二、十七番地の一、十七番地の三及び十八番地の一
6 国会議事堂のさく外の土城の部分及び歩道として一般の通行の用に供している区域
7 歩道として一般の通行の用に供している区域
8 歩道として一般の通行の用に供している区域及びこれに接する駐車場の用に供している区域
9 衆議院第二議員会館前の広場
10 衆議院第三議員会館前の広場
11 国会記者会館前の広場及び衆議院常任委員会庁舎の前庭
12 衆議院第一議員会館前の広場
13 参議院常任委員会庁舎の前庭
14 参議院議員会館門内の広場

〔高橋進太郎君登壇、拍手〕
○高橋進太郎君 たたいま議題となり
ました国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案につきまして、議院運営委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、衆議院議員佐々木盛雄君ほか四名の提出にかかるとありまして、前国会の会期末において本委員会に付託されたものでございますが、各派一致の意見により継続審査すべきものと決定したものであります。

本法案の提案の趣旨並びに内容につき、その要旨だけを概略申し上げます。

まず、本法案が提出されるに至りました趣旨は、提案者の説明によりますと、昨年十一月二十七日の国会構内乱入事件の発生を契機として、再びかかる不祥事件を繰り返さないためのものでありまして、本法案の目的とするところは、国権の最高機関である国会がその機能を完全に行なうため、国会議事堂の周辺の静穏を保つことにより、国会議員の登院と国会の審議権を確保せんとするものであります。

本法案の内容とするところは、まず、本法により秩序を保持すべき場所を、主として国会に至る道路及び一部国会用地のみに限定し、これを国会議事堂周辺道路として、この所における集団示威運動等のために、国会議員の登院と国会の審議権の行使が阻害されるおそれがある場合におきましては、衆参両院議長は、都公安委員長に対し、

集団示威運動の許可の取り消しや条件の変更を要請したり、または警視總監に對して、集団示威運動等の制止のために必要な措置を講ずるよう要請できることとし、その要請がなされた場合には、公安委員会は、これを尊重して、必要な措置を講ずるようになければならないこととし、また、警察官は集団示威運動等の参加者等に対して必要な限度において、警告を発し、またはその行為を制止することができようにいたしております。また、罰則については、集団示威運動等の参加者等で、他人を指揮し、または他人に率先して国会議事堂またはその構内に侵入した者については、一般刑法より刑を加重し、集団示威運動等の威力を用いて議員の登院を妨げた者についても新たに罰則を設けているのでございます。

以上が本法案の主たる内容でございます。

議院運営委員会におきましては、前後十回にわたって本案審議のための委員会を開いて質疑を行なったほか、地方行政、法務委員会との連合審査会を三回開会し、また、公聴会を開会して七人の公述人からそれぞれ意見を聴取するなど、きわめて慎重な審議を行なつて参りました。本委員会及び連合審査会におきましては、発議者衆議院議員佐々木盛雄君、長谷川峻君、政府側からは、岸総理初め、石原国家公安委員長、井野法務大臣、警察庁長官、さら

に東京都公安委員長、警視總監等の出席を求めて質疑応答が行なわれましたが、以下、そのおもなるものについて概略を申し上げます。

まず、「本法案は、国民の基本的人権である憲法第十六条の請願権及び第二十一条の表現の自由を規制し、これに抑圧を加えるものではないか」との質問に対し、「議員の登壇と審議権の行使を妨げる集団示威運動等について、必要な限度において制限することは、不当に基本的人権を侵害するものではないと考える」旨の答弁がございました。

次に、「本法案は、過去四回にわたり東京地方裁判所で違憲の判決があった東京都公安条例を前提の内容としており、従って憲法違反の疑いの濃いものではないか。また、本法案は、下位の条例をもとにして上位の法律を作る形式であり、条例の改廃によって法律の効果が左右されることとなり、法体系を乱すものではないか」との質問に対し「現に有効に施行されているところの東京都公安条例を対象として立法することは憲法違反の措置ではないと考える。条例を前提として立法することは前例のないものではないが、条例といえども憲法に認められた法形式であるから、何ら不当ではないと考える」旨の答弁がございました。

次に、「本法案は地方公共団体であるところの東京都に適用せられる関係

上、憲法九十五条による特別法として住民投票を必要とするのではないのか」との質問に対し、「本法案は一つの地方公共団体そのものを対象としたものではなくて、一定の地域内の行為を対象としたにすぎないものであり、その参加者は一地方公共団体の住民に限定せられるわけではなく、さらにまた公安委員会等に新たに特別の義務を課するものではないのであるから、従って、憲法九十五条にいう特別法として住民投票を行なわなければならないものとは考えていない」旨の答弁がございました。

次に、「議長に要請権を与えるのは、立法と行政の混淆、地方自治への干渉を来たすものではないか」という質問に対し「議長は、議員の要請は、立法の権能作用に基づくものではなく、かつ、相手方を義務づけるものでもなく、単に警察権の発動を求めるものであるから、立法と行政の混淆を来たし、または地方自治に干渉するとい性質のものではない」という趣旨の答弁がございました。

また、集団示威運動等が行なわれない以前の段階における事前の規制を求める議長の要請については、要請を行なうことの要否についての認定の基準、いわゆる「明白にして現在の危険」の原則に反し、よって議長の判断は主観的推測の域を脱しないものであり、不当ではないか。従って、政治的に乱

用されるおそれはないか」という質問に対し「本条では、第一に議員の登壇と国会の審議権の公正な行使に影響を及ぼしたことが阻害されるおそれのある事態、第二にそのおそれが著しいこと、第三には両院議長の名目によって行なう等、それぞれ明白なる基準を定めているので、従って、不当に乱用されるおそれはない」旨の答弁がございました。

また、「衆議院が解散し、参議院の緊急集会が開かれておられる際における両院議長の名目による要請はどうか」との質問に対し、「衆議院の議長及び副議長がともに欠けている場合には、国会法第七條の規定により事務総長が議長の職務を代行することになっておるから、何ら差しつかえない」旨の答弁がございました。

さらにまた、「都公安条例においては、修学旅行や通常の冠婚葬祭等、慣例による行事を集団示威運動等から除外しているにもかかわらず、本法案においてはこれを除外していないのは立法上不当ではないか」との質問に対し「これは、本法案においては、法文上、これらの行為も集団示威運動等に含まれるが、これらの場合はおおむね平穩に行なわれるから、本法の対象となることはないのである」という趣旨の答弁がございました。

また、「本法は新たに警察法のワグ外にわたって警察権を発動できる根拠

にならないか」という質問に対し「警察権の発動の態様として、警察法に定める警告、制止の範囲を越えるものではないが、警察権の発動の要件を警察法より若干広め、議長に要請があった場合、必要な限度において警告または制止を行なうことができることとしたという意味では、本法は新たな権限を警察官に与えるものである」という答弁がございました。

次に、「請願、陳情その他の名目で集団示威運動等をも本法で規制するのは不当ではないか」との質問に対し「本条の規定は、請願、陳情その他のいかなる名目をもつても集団示威運動等として取り扱うということを規定したにすぎないものであって、そのことが直ちに規制の対象となるわけではなくて、国会の審議権に著しい影響を与える場合においてのみ規制されるのであって、平穩かつ合法的に行なわれる請願や陳情に対しては何ら規制を加えるという趣旨ではない」旨の答弁がございました。

次に、「本法が、議長が要請するといなどにかかわらず、集団示威運動等の参加者で他人を指弾し、または率先したとの理由で刑を加重するのは不当ではないか」という質問に対し、「現行刑法のうちにも、他人を指弾した場合は率先して勢いを助けた者について刑を加重しており、特に平穩を必要とする

国会構内に集団で侵入した場合の指揮者及び率先者の刑を一般居住侵入罪より加重することは均衡を失するものではない」旨の答弁がございました。

最後に、去る十七日には、特に岸総理の出席を求めて質疑が行なわれましたが、まず、「政治が悪ければ、いかなる法律を作るとも、うまくいくものではない。全学連等のデモが押し付けてくるのはいけないことかもしれないが、それは法律によって取り締まるよりも、まず政治の根本的あり方について考えるべきではないか」との質問に対しては、「デモ隊乱入事件はまことに遺憾なことである。これは政治の問題が根底をなすところであり、政治の最高責任者としては大いに反省をしなければならぬものである。しかし、それを理由として行為そのものを看過することができず、過去の経験に徴しても周知を深めるおそれがあり、将来に対して望ましいことではない。従って、この際、適当な立法により未然防止の措置を講ずることは必要である」旨の答弁があり、その他、両院議長が、直接、都公安委員会及び警視總監に対して要請することの可否、内閣の行政責任との関係、公安条例のある地方団体と、ないところとがある現状にかんがみ、本法は憲法第十四条に規定する法の平等の精神に反しないか等のことに

つきまして、総理大臣に対し、その所見を聴取いたしましたのであります。

以上申し上げました質疑のほか、本法案提出の契機となった昨年十一月の国会構内乱入事件及びこれに対する議長長の責任、本法案と道路交通法との関係、地方自治法との関係、本法案は治安関係法規としての性格を持つものではないか、あるいは警察官の警告及び制止の態様、院内警察権と本法案の議長要請権との関係、さらにまた公安条例違憲判決の内容、公安条例制定当時の事情等について、あらゆる角度からきわめて熱心なる質疑応答が行なわれたのでございますが、その詳細につきましては會議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、去る十七日の委員会において、堀見君から提出された質疑終局の動議を多数をもって可決し、本日の委員会でも、まず同志会を代表して加賀山君から修正案が提出され、趣旨説明があり、これに対し若干の質疑が行なわれました。

修正案の内容について概略申し上げますと、第一点は、本法の目的とする国会議員の登院の確保は国会審議権確保の手段たるにすぎないものであるから、これを削除すること。第二点は、学生生徒の遠足、修学旅行等及び冠婚葬祭等の慣例による行事を本法適用対象から除外すること。第三点は、許可の取り消し、または条件の変更を

求める議長要請のあった場合において、その措置を講ずるかいなかは東京都公安委員会の自主的判斷にゆだねられておるといふことになっておるが、それは、はなはだ微温的かつ不十分であるとの理由により、議長要請のあった場合における所要の措置を講ずることを義務づけること。以上であります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたが、日本社会党を代表して米田勲君、民主社会党を代表して向井長年君、無所属クラブの北條鶴八君から、それぞれ反対の意見があり、同志会の加賀山之雄君からは、修正案が成立することを条件として原案に賛成する旨の意見があり、自由民主党を代表して堀見俊二君から原案に賛成する旨の意見が述べられました。

かくて討論を終わり、採決に入り、まず、加賀山君提出の修正案は少数のため否決、次いで原案全部を問題として採決いたしましたところ、多数をもって可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野重平君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。阿部竹松君。

〔阿部竹松君登壇、拍手〕

○阿部竹松君 私、日本社会党を代表いたしました、ただいま議院運営委員会の高橋委員長から報告されました

佐々木盛雄君ほか四名から提出されました、国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案、めちやくちな悪法案、すなわち、略称デモ規制法案に、社会党の総意をまとめまして、反対の意見をこれから申し上げるものであります。(拍手)

本法案は、御承知の通り、東京都の公安条例を前提として作っておるわけですが、公安条例につきましては、昭和二十三年七月六日のあの福井県大震災当時におきまして、労働組合が救護運動を組織して立ち上がりまして、これを排除するために、当時のアメリカ占領軍が強力な指示を行ないまして、集会、集団行動などを特に許可制にせしめた福井市公安条例の制定をきっかけとして、全国各地に作られてきたものであります。それが自治体の条例として作られましたというところは、同時にまた、国家の法律として世界注視のもので作ることが当時是不可能であつたからであり、特に、これを作らせたというところになりますと、国際的には当時のGHQの占領政策への批判を生むという可能性がきわめて強かつたのでありまして、他面、国内的にも、デモストレーションの自由は国民の当然の権利として考えられておつたので、各地においてしかるべくそれぞれ制限せざるという中で、中央政府自体としては、正面に立つて、

このようなデモ規制の立法に踏み切ることができなかったからであります。

その後、この公安条例は、各地におきまして、たとえば東京都の蒲田事件、全学連事件、静岡県の条例事件、京都山崎事件、川崎市公安条例事件等、数多くの憲法違反の判決を受けておるのでございます。中でも昭和三十四年十月十三日、東京地方裁判所において憲法違反の判決が行なわれた東京大学生公安条例違反事件の判決文中に、次のようなことが述べられてございます。これは判決文の一部ですが、「集会、集団行動および集団示威運動は、云々とございまして、「本来国民の自由とするところであつて、憲法第二十一条第一項、第二十八条等により基本的人権として保障されているのであるから、条例において、これらの行動につき……一般的な許可制を定めて、これを事前に抑制することは、憲法上許されないとある。」と、基本的人権の侵害に対し、きびしい批判を浴びせているのは御承知の通りであります。(拍手)

本法案は、ただいま申し上げました通り、東京都の公安条例を前提として作っているのでございますが、このように地方自治体の条例の上に乘つた法律案は、わが国では空前であり、今後条例を中心として作る法案はおそらく出てこないものと信じておりま

す。しかも、この条例たるや、その概念が広範かつばく然とした、公共の安寧という抽象的な言葉によつて、国民の基本的人権をこのように侵害してきただであつて、かくのごとき公共の安寧という名称を悪用して、それを基本的人権に優越せんとすることに成りますと、独裁者の勝手気ままな判斷を制止するものは何もなくならない状態になるわけでありまして、また、公共の安寧という抽象的概念によつて基本的人権が制限され得るとしたならば、基本的人権は支配者の公共の安寧の前に剝奪されまして、憲法で保障された基本的人権はその実を失ふということになります。このような仕方では、人権が人権でなくなることは、人間にとつて一種の自殺行為であるにもかかわらず、われわれは、あまりにも過剰な公共の安寧という言葉の乱用によつて、あまりにも少ない人権の享受に甘んじさせられているという状態になるわけでありまして。

今回のこの法案ときわめて似た例を二、三拾つてみますと、まず、わが国の政治史をひもとくならば、まず第一に目に入ること、自由民権運動の先覚者板垣退助が、明治二十年八月十二日に、天皇に一万八千余語に及ぶ意見書を出し、専制官僚が、十九世紀における自由の大勢に抗し、人民を抑圧し、擲取する失政十カ条をあげて、政府を弾劾したことあります。言論の

自由、地租の軽減、対等条約のための闘争、ひんびたるデモンストレーションに對しまして、政府は十一月十日に、屋外集會及び列伍運動、すなわちデモの取締令を發したものであります。

それはしかしながら、効果がいまいちでして、集會や列伍運動で、警官隊との衝突が次から次へと起こつたわけでありまして、これに對して、政府は突如として、十二月二十五日深夜に保安条例——この条例を今日読んでみますると、きわめて今回の法案と似たところがございますが、突如、保安条例を制定公布、直ちに実施した。この夜から翌朝にかけて全東京の警察官と近衛の連隊が動員されて、内乱に備えるほどの警戒のうちに、高知縣人の二百三十名を初め、中江兆民、片岡健吉、尾崎行雄等、二十四府県出身の數百名を一せいに東京から追放したのであります。しかし、片岡健吉君は十五名の同志とともに退去を拒絶したので、輕禁錮三年に処せられ、また、長沢、横山、安芸、こゝろの方々が、黒岩さんとともに、「國家の將に滅亡せん」とする、これを傍觀坐視するに忍びず、むしろ法律の罪人たるも退いて亡國の民たる能はず、こゝろいつて保安条例に反對いたしました、伊藤首相に迫りました。ところが、直ちに逮捕投獄され、國家權力の不正に對し國民抵抗權を行使したのが、歴史の一ページを飾つた最初であります。

た、日本の資本主義が帝國主義段階に進みまして、支配階級が、日本は世界の大国になったとめづられていたとき、彼らの足元には、労働者、農民、市民のこれまでにない大闘争が続々と起こつて参りました。日露戦争のあらゆる犠牲を負わされました。その結果、うつけきしておりました國民の不満は、ポーツマス講和條約調印の明治三十八年九月五日に、東京の全警察の焼き打ち事件となつて爆發したわけでありまして。歴史はこのように、政治權力の弾圧と腐敗に、國民の怒り、大衆の直接行動への原因があることを、かくも深く教えるとともに、常に警察がその弾圧に大きな役割を果たしてあるということを証明しておるわけでありまして。

以上述べましたことから、この法律の文章上の表現は別といたしまして、政治的な役割、あるいは反動性格は、どなたの目にもはつきりしたことを思ふわけでありまして。

以下、さらに、この法律案の持つ法律技術的な疑問点の幾つかを解明いたしました。この法律案に反對するゆえんを申し上げてみたいと思ふわけでありまして。

疑問点の第一番目は、先にもちよつと触れましたように、この法律案が、一地方自治体にすぎない東京都の条例の存在を前提として立法されておるといふことであります。このような立法

例は、わが國では、最初も申し上げました通り、全然先例がございませぬし、委員会での質問でも明らかになつたのであります。これは、この法律案の生殺予奪の權限を一地方の自治体のその議會の手にゆだねてしまふという点において、立法技術としては拙劣きわまりないものであるといふことはもちろんであります。さらに重要なことは、東京地裁で數々の憲法違反の判断を受けておるこの公安條例に對して、万一この法律案が國會を通過し、成立したならば、國權の最高機關である國會が、その高い權威で、この條例が憲法でないものと公的な判断を下したことになるという点であります。

このことは、近く予定されておる最高裁判所におきましての公安條例の最終判決に對し、有形無形の圧迫となるであらうといふことを、声を大にして強調せざるを得ません。(拍手)

問題点の第二は、この法律案全体を流れておる基本的人權輕視の思想であります。憲法で保障されておる基本的人權を制限するには、かの有名なホムズ判事の「明白かつ現在の危険」、これが存在しておらなければならぬという原則は、すでに國際的な原則として、広く學者や実務家に承認され実行されておるところであります。現にわが國におきまして、警察官の職務執行の基準でありまふところのいゝゆる警察法、警察官職務執行法でも、警察

官が國民に對しまして、警告とか制止とかの、その基本的人權にかかわりのある權限を行使しようとする際の要件は、きわめて嚴重であり、この「明白かつ現在の危険」の原則を一応忠実に尊重してゐると認めてよいと思ひます。去る第三十國會における警察法改正案が、政府と諸君の熱望もむなし、一場の夢と消えてしまつたのも、その改正案が國民の基本的な人權を輕視する危険な内容に満ち満ちておつたことが、國民の各階層の深く深い憤りを買つたからにはかたがた感ずるに、この法律案は、公聴會における公述人の意見にも一部見られますように、警察法改正案の部分的復活だと言つておるわけでありまして。また、その言つても言い過ぎではないと明確にしておる方もあるわけでありまして。

單なる「おそれ」で、憲法第二十一条で保障されておる表現の自由を制約しようとしてゐること、兩議院の議長が、公安委員會や警視總監に、その職權を發動すべき旨の要請をするにあつたての要件がきわめてはく然としており、乱用のおそれがあり、かつ、それに対する安全弁的な規定の一片を、法案のどこにも発見できないわけでありまして。なるほど、提案者のおつしやるように、要請はあくまで要請であつて、警察諸機關の權限の發動は、その機關の自主的な判断によることは、形式的にはまさにその通りでござ

いましよう。しかしながら、兩議院の議長の名で、警察諸機關に對し、その權限の發動を要請されたときに、兩議院の議長は、その政治的な力から言つて、名義は要請であつても、實質は命令に近いものになるであらうといふことは當然予想されることであらう。問うに落ちず語るに落ちたといふたとえの通り、提案者の説明の中にも、実はそれがこの法案のねらいなのだと解される節があるわけでありまして。しかも警視總監に對する兩議院の要請がありさえすれば、警察官は、警察官職務執行法第五条の要件を待つまでもなく、國民に對し、警告を發し、さらにその行為を制止することとさせていただきます。こゝになつておる法第五条第二項の違憲性は、あまりにも明白でございまして、説明の必要はないわけでございます。

疑問点の第三は、兩議院の議長は、國會議事堂周辺道路で、何月何日、どのような団体のデモ等が行なわれるかについて、都の公安委員會の許可がなされた事実、許可の条件等を知り得るすべが、この法案のどこにも明示をされてございませぬ。提案者の説明では、事実上の連絡を密にして万遺憾なきを期するとのことでございまして、いやしくも國權の最高機關の長たる兩議院の議長が權限を行使するの、單なる事実上の連絡だけで動くといふのは、輕率のそしりを免れないと思ふわ

けであります。水鳥の羽音にあわてふためいた平家の軍勢のようなことにはならぬかを、両院議長及びこれらを補佐すべき立場にある人たちのために心配するものであります。

さらに、もう一つ、この法案がいかにずさんに立案されたものであるかという一例を申し上げるわけですが、この法案によりますると、両院議長が公安委員会等に要請をするのは、両院議長の意見が一致しなければならぬことになってしまいます。しかしながら、たとえ参議院の緊急集中中は、衆議院に解散で、議長、副議長はもちろんのこと、議員は一人もおらないという状態になり、いわば衆議院はあき屋同然の状態になるわけであります。この場合にも、法案を文字通り読みますと、両議院の議長の見解の一致が必要となって参ります。この点を追及してみますと、提案者は、「議長及び副議長が選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行う」という国会法第七条を引用して、参議院議長と衆議院の事務総長が協議するのだとの説明でございます。国会法第七条の立法の趣旨が、とんでもないように解釈されておるのは、お聞きの通りでございます。して、国会法第七条によりますると、議長、副議長が欠けた場合に、その選挙管理事務の執行にあることは、諸君御承知の通りであります。法律の解釈にある程度幅のあることは私もよく承

知しておりますが、これはあまりにもひどい拡張解釈で、事務総長を無理に政治的な争いの渦の中に引きずり込むことになるであらうことを憂えるものであります。この法案の立案者は、その立案の過程では、参議院の緊急集中の場合など、おそらく眼中になかったでございましょう。少なくとも、考慮の対象にされていなかったことだけは確かであると思います。これを取り上げて、大げさに参議院監視などと申し上げようとするものではござい

ません。ただ、いかにこの法律案がそうそうの間に立案された、いわば穴だらけの法律案であるかということの一例として、私は申し上げたにすぎないわけであります。

以上のほかに、この法律案と都の公安条例との表現の食い違いが随所に指摘できるわけでありますが、この食い違いの結果、法律を運用するために、公安条例を極端に拡張解釈したり、場合によれば、条例自体をこの法案の表現に合わせて改悪される危険性をはらんで参つたのであります。

この法律を作つて国民の行動を規制せんとする現在の日本の政治状態は、しからばどうかと申し上げますと、第一に目につくことは、選挙違反がきわめて多いこととあります。公職選挙法が昭和二十五年に施行されて後の衆参両院の選挙において、最も悪質だと

を、ためにしに数字によって申し上げてみますと、昭和二十七年十月の第二十五回より三十三年五月の第二十八回までの四回にわたる衆議院総選挙においては、選挙件数が四万五千六百三十三件、選挙人員が八万七千二百四十四名、また昭和二十五年六月の第二回より三十四年六月の第五回までの四回にわたる参議院通常選挙では、選挙件数九千九百八十一件、選挙人員一万九千九百九名と、全く驚くべき数字に達しておりますが、これは選挙違反の全部の数字を申し上げておるのではござい

ません。最も悪質な違反である現金による買収と利権の誘導によって犯した違反の数字のみを申し上げておるのでございします。議会政治の破壊者というものは、外から陳情請願にくるデモ隊であるか、院の中において悪質な選挙運動によって議席を占めた者であるかという二つを、静かに判断をしたいわけであります。(拍手)特に参考までに、多くのスクラップがございしますが、一例をとつて申し上げますと、東京一区選出自民党議員某氏の選挙運動を行なつた自民党某氏は、事前運動の新聞等をばらまいて起訴され、懲役一年の求刑があつたこと等とか、枚挙にいとまないほどあるわけでございます。

しかし私は、それをここで論じようとは思いません。ただ、政治のあり方というものは、国民とわれわれが両々相待つて、正しい政治、正しい行動をし

なければ、いかに法律を作つてもだめだということを申し上げておきたいわけであります。(拍手)自民党の總裁である岸總理は、口を開けば国民に向かつて順法精神を説きます。しかしながら、このように法を犯して大規模かつ悪質な選挙違反に対して罪を問われる者は、その大部分は今申し上げた通りでございまして、この腐敗に対する民衆の怒り、ベトナム賠償、戦間機械種選定事件、あるいはさらに、日本をアメリカの従属下に陥れつつある両岸外交への国民のふんまん、そして国民大衆の完全独立への念願が、安保条約改定の反対へとかり立てられた結果、昨年十一月二十七日の国会に対する集団的陳情請願となつて現われたと思ふわけであります。腐敗せる政治の連続は、力の政治で法律をもつてある程度押さえることができるでありましょう。しかしながら、力をもつて大衆を抑えるという政治は、時日の問題であつて、力の政治は永遠に続くものではございませ

ん。万里の長城を作つた秦の始皇帝は、この長城の中から破れ、長城の中から迫られたのでございしますが、この法律によつて、秦の始皇帝のごとく、最後はみずからの力をもつて大衆を国会に寄せつけず、その身を白亜の殿堂の中において守ろうとするものがあつたならば、歴史は繰り返す。最後は国民から迫られる立場になるのでありましょう。自民党の松村謙三さんが、現

在の政治は権力政治であり、金権政治であるから、いかなることがあつたとしても、これを是正する闘いを起こさなければならぬとおっしゃつております。

本法案は、昨年十二月、佐々木君が参議院の本会議において提案されると同時に、松野議長より趣旨説明の際、一部の取り消しを命ぜられ、委員会においては再三再四答弁内容の変更を行ない、陳謝しなければならぬ等、法案の不備は委員会において明確になつたわけであり、遺憾千万なことであると言わざるを得ません。委員会において審議が続くことに、明確な答弁を欠く回数が増加して参りました。これ以上論議を続けるならば、その醜態を天下にさらすと感じた結果でござい

しょう。わが党が今後一回か二回のわずかの質問の執行を申し入れたわけでございますが、強引に打ち切つたのも、ここにあると断言できます。し、いまだ会期が二カ月近くもあるにもかかわらず、審議権確保の法案が審議未確保のまま打ち切られたのは、ここにあると明言するものであります。(拍手)議会上遺憾千万と言わざるを得ません。

○議長(松野鶴平君) 時間が超過いたしました。

○阿部竹松君(統) 松村代議士の言を借りるまでもなく、あまりにも腐敗せる政治、金権政治が横行することによつ

て、

て、

て、純情な青年が身を挺して、義憤にかられるままに、その行動が過激になつていく。国民の代表たる議員、為政者は、今こそ静かに反省すべきときだと思ふのであります。議会政治が民主的に行なわれ、清められても、なおかつ青年諸君が、手段でなく、目的として過激な行動に出るのであれば、かかる法案のごときに耳を傾けるのも当然なことであり、いいことと思ふわけでございます。みずからの行動を不問に付し、一方的にやるとは不都合であります。

私は最後に、わが国の議会政治を清められんことを強く要望し、本法案のごとき、憲法によって保障された国民の基本的人権を侵害し、ファシズム政治への第一歩を踏み出す弾圧立法には、わが党の総意を結集してあくまでも反対を表明いたしまして、討論を終わります。(拍手)

○議長(松野義平君) 田中茂雄君。

〔田中茂雄君登壇、拍手〕

○田中茂雄君 ただいま議題となつております国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案につきましまして、私は自由民主党を代表し、賛成討論をいたさずして退席いたします。

およそ民主主義政治は、主権者たる国民によつて選挙された議員、その議員をもつて構成される国会が、国民の厳密な信託により国政を議し、かつ、決していくという、議会主義の上に立脚

するものであります。わが国の憲法が国会を国権の最高機関と規定しているゆえんもここにあります。従つて、国会は、国会議員をして、自己の主権主張及び信念に基づき、他の何らの干渉や妨害を受けることなく、冷静に自由に、国政を審議し、表決することを可能ならしめるために、内にあつては、よき議事慣行を確立し、院内秩序を厳正に保持するとともに、外に對しては、議員の活動の妨害や干渉となるべき一切のものを排除いたさねばなりません。(拍手)憲法が議院に内部規律権及び院内警察権を付与し、国会議員の不逮捕特権を定め、また議員が院内で行なつた演説、討論または表決について、院外で責任を問われなかつたこと、たしては、その趣旨を明らかにしたものであります。

昨年十一月二十七日のいわゆる国会構内乱入事件においては、ただに国会周辺に騒然たる緊迫状態を生ぜしめたにとどまらず、あまつさえ二万数千名の集団が国会構内に乱入するという不祥事案までも惹起したのであります。かかる行動は、その根底において議會主義の否認に通ずるものと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)このやうな不祥事件が今後繰り返されることがありとすれば、わが国の議會政治、民主政治の健全な発展はとうてい望み得べくもなく、まことに憂慮にたえない次第であります。われわれは、

將來再びこのような事態を絶対に発生せしめないように、国会の権威と議會政治を守るために、何らかの対策を講ずることは、今日の急務であり、政党政派をこえ、国会に議席を有するすべての者の当然の責務であると痛感するものであります。

本法案は、昨年十一月二十七日の事件を契機として、加藤前衆議院議長が提示された試案を骨子とし、衆議院における種々のいささつもあつて、佐々木盛雄君外四名の議員発議として提出されたものであります。その内容を見るに、昨年十一月の事件の苦い教訓をもととし、表現の自由などの基本的人権との調整について細心の配慮を加へ、国会の審議権確保のため真に必要な最小限度の規制を行なうとするものであります。すなわち国会周辺における集団示威運動等につきましまして徹底した制限禁止を新たに法定することを避け、現行のいわゆる都公安条例を前提とし、国会議事堂周辺道路における集団示威運動などが、国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使に著しく影響を与えるおそれがある場合に、両院議長は、都公安委員会に対し、許可の取り消しまたはその条件の変更を要請し、また集団示威運動等により、国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使が著しく阻害され、または阻害されるおそれがある場合に、両院議長は、警視總監に対し、制止のため必要

な措置を要請することができるとしてあります。また、この議長の要請があつた場合にも、都公安委員会または警視總監は、法律上その要請に拘束されるのではなく、その自主的判斷によつて、それぞれ許可の取り消しまたは条件の変更、警告または制止を行なうこととしたしてあるのであります。そのほか、集団による国会議事堂構内への侵入の指揮者及び率先者の刑の加重、並びに集団の威力を示してなす国会議員の登院妨害に対する罰則を定めるにとどまつてあります。ここで特に重ねて強調いたしておきたいことは、本法案は、以上申し述べたところで明らかなごとく、正常の合法的集団示威運動などや平穩な請願については、何らの制限を加へるものではないといふことであります。

この際、諸君の注意を喚起したいことは、わが国より議會政治に古い歴史を有するイギリス、アメリカ、ドイツ、フランスなどの諸国においては、いずれも議會周辺の秩序を維持するために徹底した集団行動の規制をいたしておることです。イギリスにおきましては、不穩請願禁止法及び不穩集會防止法において、十人をこえる人数の者が請願提出の目的をもつて議院に集合してはならないとあり、また國會議事堂から一マイル以内において、五十人をこえる人数の者が請願、抗議、宣言等を考究し、または提出する

ことを目的として、または口実として、集會してはならないこととしたしてあります。そして不穩請願禁止法の前文では、「王または議會の両院もしくは一院に對し、請願、不平、抗議、陳述、その他の陳情のための私人による喧嘩、その他不穩な署名の勧誘及びあつせんが、公共の平和を侵害しようとする好争的及び不穩なもののため利用され、かつ、それがこの國の最近の不幸な戦亂及び災害の大きな原因であつたことが、悲惨な経験によつて判明したので、將來の同様な禍いを防止するために」同法を制定する旨の趣旨が掲げられておるのであります。また、アメリカやドイツにおいても、議事堂周辺の広範な区域において集団行進及び集會が禁ぜられてあります。またフランスにおいても、議會に對する多衆による請願を取り締まる法律が定められており、暴動などの予備行動として請願が利用された経験から、その立法が生まれたといわれておるのであります。これらの事例によつて見ても明らかなごとく、これらの諸國が議會周辺における集団行動に厳重な規制を加へておるのは、それぞれ過去における苦い経験を經て、將來の禍根を断たんとしたものであることは、この際、他山の石として一考に値すると考へる次第であります。

この法案の内容に對しまして、さきに申しましたやうな議長の要請権の付

昭和三十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案

与では不徹底であり、実際の運用においても機を失するおそれがあるから、むしろ国会周辺の一定地域を指定して、集団示威運動などを禁止すべきであるという有力な批判がございます。

この批判は、諸外国の例から見ましても根拠あるものと考えられますが、しかし、本法案は、基本的人権の規制を最小限度にとどめんとする考慮から立案されたものでありますから、今日の段階におきましては、本法案を成立せしめ、今後の動向を見守ることが適当であると信じます。(拍手)

次に私は、本法に対する反対論のおもなるものにつき、私の見解を申し述べたいと存じます。

まず、本法案が今日までに東京地方裁判所において違憲の判決を受けた都公安条例を前提としているのは、立法上問題であるという反対論であります。しかしながら、都公安条例は、違憲の判決を受けてはおりますが、合憲の判決もあり、またそれらの違憲判決は最高裁判所の最終判決を受けてはおりませんのであります。現在有効な条例として施行されておるのが現状でございます。今回、条例を前提として法律を制定いたしました理由は、さきに申し述べましたごとく、本法の規制をでき得る限り必要最小限度にとどめんとする趣旨から、集団示威運動などを規制している現行の都条例を前提とし、議長に間接的な要請権を付与すること

といったためでありまして、条例もまた憲法に根拠を有する法形式であり、かつ本法の対象が東京都内の一局地たる国会周辺道路における集団示威運動などでありまして、これを規制している都公安条例を前提とすることは何ら不当ではないのであります。

また、実害のいまだ生じない、すなわち実害の生ずるおそれのある場合に、議長の認定によつて、そのおそれありとして、事前規制の要請をすることは、表現の自由の侵害となることの議論がございます。本法は、国会周辺道路という場所的限定、国会議員の登院と国会の審議権の行使という保護法益の限定、これに著しく影響を及ぼす、あるいはこれが著しく阻害されるおそれがあるという危険の明示及び両院議長の名によるという要件の明示があるものでありますから、この要請の合理的基準は備わつておるのでございます。

次に、議長に要請権を与えるのは、立法と行政の紛争を来し、自治権への干渉となるとの主張、及び、本法は憲法第九十五条に基づく住民投票を要するとの主張であります。本法による議長への要請は、国会議員の登院と国会の審議権を確保するため、議院の秩序維持の責任者としての立場から要請を行なうものであり、決して議長本来の職務から逸脱して行政権の分野に立ち入るものとは称し得ないのであります。他方、都公安委員会及び監視総監

は、その本来の警察職務として、国会周辺の公共秩序の維持の任に当たるべきものであつて、議長への要請は、それらの機関の本来の任務でない、特別の任務を新たに課するものではないのであります。しかして、要請は指揮命令ではなく、警察権の発動を求める行為であり、警察当局の自主的決定権を侵すものではないのでありますから、ただいま申し上げました反対の主張は理由がないのであります。以上申し述べましたところによりまして明らかなきごとく、本法は、都公安委員会や監視総監に新たな特別な義務を課すものではなく、また東京都そのもの、または東京都の住民のみを対象としているものでもないものでありますから、憲法第九十五条にいわゆる「一の地方公共団体のみに適用される特別法」には当たらず、住民投票に付する要はないのであります。

最後に、本法案は、国会と国民との間に障壁を設けるものであるとの論をなす者がありますが、これは本法案の趣旨を全く誤解するものと言われはなりません。(拍手)主権者たる国民の声を国政に反映させることは、もとより民主主義政治の要諦であり、国会議員の登院と審議権の公正な行使を確保して、今後ますますこれが伸長に努めるのは当然であります。私は、昨年十一月二十七日の事件のごとき不祥事態が将来再び生じないこと、わが国の議会政治が正しく発展することを念願しつつ、ここに本法案に対し賛成の意を表する次第であります。何とぞ満場の諸君の御賛成あらんことをお願いいたします。賛成討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(松野圓平君) 向井長年君。

〔向井長年君登壇、拍手〕

○向井長年君 私は、民主社会党を代表いたしましたして、ただいま上程されました国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案に、断固反対をいたします。

私が同法案に反対する第一の理由は、同法律案が提出され、衆議院を通過した経過についてであります。申すまでもなく、昨年十一月二十七日の国会デモ騒ぎに端を発し、これを契機とし、同法律案を衆議院議員佐々木盛雄君以下の議員立法として国会に提出し、しかも、わが党並びに社会党の反対を顧みず、単独審議をもつて通過させたのであります。衆議院においては、加藤議長がこの責任を負つて辞任をいたしました。国会の正常化については、昭和三十三年十二月十日、警職法が突如として提出され、国会が混乱した際に、衆議院において、自民党と野党で厳に申し合わせを行なつていたのであります。その内容については、御承知の通り、第一に、正副議長の党籍離脱の慣行を樹立する。第二に、院

内へ議事の円滑な運営をはかるため、法規、慣例、申し合わせを厳に尊重し、必要により国会法の改正を考慮する。第三に、国会に対する集団的陳情の要請行動の規制については、両党による特別委員会を設け、慎重に検討する。これがその申し合わせのおも立つた条項であると考えられております。附帯申し合わせといたしまして、参議院においても、これを尊重し、実現を望むと約束されておるのであります。なお、去る三月十七日の本法の審議の過程におきまして、自民党の総裁としての岸総理にこれをただしたところ、この申し合わせは現在も生きてい

る、そのように実現されることが望ましいと回答をいたしております。しかるに、この国会正常化の申し合わせを破つたのはだれか。ここにおける松野参議院議長であります。党籍離脱の申し合わせができて、頑強にこれを拒否し、昨年十一月二十七日の未曾有のデモ事件に対しても、衆議院加藤議長はその責任を明らかにしたにもかかわらず、参議院松野議長は何の責任もとらず、しかも反省の色が全くなく、国会の最高責任者である議長がこのような態度では、ただいま上程されておるような法律案を通過させることは、国民の世論にこたえる何ものでもないものであります。われわれは、まず、われわれ国会が国の最高機関として恥かしくない行動をとっているかいないかの反

省から始めなければなりません。政治に対する国民の不満の現われである集団行動を、何らの反省もなく、法律をもつてこれを抑え、規制しようとする態度に対して、わが党は断じて反対であります。デモ規制法等を作る前に明らかにしなければならぬことは、われわれ国会議員の反省であり、特に松野議長がその責任を明確にすることであり、このような日本の政治、議会政治をほんとうの意味においても守る措置がとられますならば、本法案などは全く必要がないのであります。

その理由をいたしましては、本法案の内容の矛盾ないし違憲性についてであります。これを具体的に指摘するならば、次の五点でありましょう。

すなわち、まずこの法律案は、その名称でもわかります通り、「国会の審議権確保のための法律案」であります。が、国会の審議権の確保は、言うまでもなく国会内に限定されなければなりません。しかるに、国会の審議権確保に名をかりて国会に対するデモ規制を行なうとするところは、国民が憲法第二十一条に保障された集会、言論、表現の自由を拘束すること、基本的な誤りであると言わなければなりません。

第二は、本法案の第一条にありますように、「国会が国権の最高機関である性質にかんがみ、この法律案を制定するのが目的となつております。し

かし、国会が国権の最高機関であるのは、現行憲法から言いますと、申し上げるまでもなく主権在民の精神に由来するのであります。国民が憲法に保障されている基本的人権を拘束することは、法体系としてはまことに不備であり、しかも違憲性が濃厚であります。

第三に、提案者の説明によれば、国会の審議権と登院権を一体として不可分であると言ひのでありますけれども、それは本法案の真意を語つていゝるには言えないのであります。大きな矛盾が現れております。たとえば第八条において、「国会議員の登院を妨げた者」に対し単独の罰則を設けてゐるではありませんか。国会の審議権と登院権は本来別々のものであつて、別々のものであればこそ、このような法律などには必要であり、現行の諸法律で十分であり、かりに審議権確保のために必要であるとするならば、国会法の一部を改正すれば十分であると考へるのであります。

第四に、「国会議員の登院と国会の審議権の公正な行使に著しく影響を与えるおそれがある」とときは、両院議長が都公安委員会に対し種々の要請を行なうことができ、警視總監に対して必要な措置を要請することができるというところであります。これは両院議長の予見、判断によつて要請することができ、しかも国会周辺道路における国民の通行、集会等が制限されるので

あります。ここで問題になりますのは、一つには国会周辺道路と定めてはありますけれども、その地域外においてこのような行動が行なわれた場合に、いゝても、本法案の議長要請ができると提案者が解明をいたしておるのではありません。これは全く地域を定めた意味がなく、広範囲に規制しようとする意図が現われていると言わなければなりません。

なおいま一つの問題は、両院議長にいろいろの要請権を認めておりながら、両院議長の責任については何ら明らかでないのであります。この法律案では、両院議長に大きく国民の行動を規制し制限する権利を認めながら、何らの義務をも認めていないのであります。権利だけあつて義務のない法律が、ありまじうか。断じてあつてはいけません。しかも、このような権限を議長に与えることは、きわめて国民にとっては迷惑なことであり

ます。さて第五には、この法律案は、この法律案に類似する法律または条例以上の権限を認めておりますが、この法律の発動はきわめて違憲性の強い都公安条例を基礎としたものであつて、いやしくも立法府は慎重の上にも慎重でなければなりません。この法律案が成立するならば、今後、東京都公安条例、警察官職務執行法、軽犯罪法等に大きな権限を認めるための改正を行なう基

因を作り、なお、各府県においても公安条例を制定促進する結果となり、このことにより、国民の基本的人権は大きく侵害される可能性を持つてゐるのであります。

以上の諸点より見まして、本法案はまことに大きな違憲性を持ち、その内容はきわめてずさんであつて、全く法体系が整つておらず、断じて反対いたしますのであります。

私が冒頭に申し上げました通り、国権の最高機関である国会の審議権確保については、憲法で保障された国民の権利を抑圧または規制することなく、国会のあらゆる審議にあたつて、まず、政府自身並びにわれわれ国会議員と政党自身が心から反省をし、特に与党は率直に国民の世論を聞き、また野党の貴重な意見に対しても耳を傾け、これを取り入れるところの度量があつてこそ、真の民主政治であり、公正な審議が確保でき、国民の信託にこたへ得るものと私は確信するものであります。特に、良識の府といわれます参議院においては、このような理不尽な法律案は断じて通過せしむべきではないと考え、反対討論を終わる次第でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行ないます。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(松野鶴平君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(松野鶴平君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(松野鶴平君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百七票

白色票 二百二十六票

〔拍手〕

青色票 八十一票

〔拍手〕

よつて本案は可決せられました。

賛成者(白色票)氏名 百二十六名

杉山 昌作君 村山 道雄君

谷口 慶吉君 鳥島徳次郎君

田中 清一君 櫻井 志郎君

稲浦 鹿蔵君 大谷謙之助君

前田 久吉君 白井 勇君

昭和三十三年三月二十一日 参議院會議録第十二号 国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案

下村 定君	吉江 勝保君
岩沢 忠恭君	吉米地英俊君
野本 品吉君	天坊 裕彦君
大谷 豊潤君	館 哲二君
村松 久義君	堀 末治君
村上 義一君	太田 正孝君
笹森 順造君	黒川 武雄君
泉山 三六君	杉原 荒太君
鍋島 直昭君	山本 杉君
谷村 貞治君	天竺 良吉君
米田 正文君	櫻井 三郎君
岸田 幸雄君	北島 教真君
金丸 富夫君	川上 為治君
徳永 正利君	安部 清美君
鈴木 万平君	手島 栄君
林田 正治君	佐藤 芳男君
松野 孝一君	柴田 栄君
中野 文門君	増原 恵吉君
平島 敏夫君	勝保 稔君
山本 利壽君	後藤 義隆君
堀見 俊二君	上原 正吉君
岡崎 真一君	武藤 常介君
田中 啓一君	松平 勇雄君
田中 茂穂君	杉浦 武雄君
西川 甚五郎君	新谷寅三郎君
近藤 鶴代君	西郷吉之助君
迫水 久常君	高橋進太郎君
吉武 恵市君	永野 護君
林屋亀次郎君	小林 英三君
寺尾 豊君	野村吉三郎君
大野木秀次郎君	平井 太郎君
大沢 雄一君	小幡 治和君
前田佳都男君	宮澤 喜一君

横山 フク君	石谷 憲男君
村上 春蔵君	鹿島 俊雄君
植垣弥一郎君	赤間 文三君
青田源太郎君	仲原 善一君
堀本 宜実君	松村 秀逸君
井川 伊平君	上林 忠次君
西田 信一君	江藤 智君
梶原 茂嘉君	高橋 衛君
高野 一夫君	鈴木 恭一君
河野 謙三君	大川 光三君
佐野 廣君	山本 米治君
小沢久太郎君	青柳 秀夫君
井上 清一君	加藤 武徳君
安井 謙君	斎藤 昇君
小柳 牧衛君	谷口弥三郎君
木内 四郎君	木暮武太夫君
小山邦太郎君	紅露 みつ君
重宗 雄三君	堀木 鐵三君
那 祐一君	草葉 隆圓君
青木 一男君	鹿島守之助君
木村篤太郎君	津島 壽一君
伊能繁次郎君	最上 英子君
阿村文四郎君	重政 庸徳君
石原幹市郎君	植竹 春彦君
湯澤三千男君	井野 碩哉君

中村 順造君	安田 敏雄君
千葉千代世君	森中 守義君
北村 暢君	横川 正市君
鈴木 強君	坂本 昭君
森 元治郎君	鈴木 壽君
伊藤 順道君	木下 友敬君
平林 剛君	阿具根 登君
大和 与一君	近藤 信一君
矢嶋 三義君	江田 三郎君
中田 吉雄君	荒木正三郎君
小酒井義男君	高田なほ子君
光村 甚助君	野溝 勝君
加藤シヅエ君	清澤 俊英君
木村福八郎君	岡 三郎君
戸叶 武君	岩間 正男君
野坂 参三君	須藤 五郎君
武内 五郎君	小柳 勇君
大矢 正君	永末 英一君
基 政七君	藤田勝太郎君
稻澤 重明君	占部 秀男君
田上 松衛君	田畑 金光君
秋山 長造君	永岡 光治君
藤田 進君	亀田 得治君
加瀬 完君	相馬 助治君
向井 長年君	椿 繁夫君
小笠原三男君	小林 孝平君
村尾 重雄君	東 隆君
松浦 清一君	阿部 竹松君
松澤 兼人君	佐多 忠隆君
田中 一君	重盛 壽治君
島 清君	千葉 信君
久保 等君	羽生 三七君
内村 清次君	松本治一郎君

○議長(松野 義平君) 次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

○今日の会議に付した案件

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選挙

一、日程第一 商工会の組織等に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 治山治水緊急措置法案(趣旨説明)

一、日程第三 昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十三年度国収収納金整理資金受払計算書、昭和三十三年度政府関係機関決算書

一、日程第四 昭和三十三年度国有財産増減及び現在額計算書

一、日程第五 昭和三十三年度国有財産無償貸付状況計算書

一、日程第六 昭和三十三年度物品増減及び現在額計算書

一、日程第七 関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件

出席者は左の通り。

議長 松野 義平君

副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君	石田 次男君
村山 道雄君	谷口 慶吉君
柏原 ヤス君	小平 芳平君
島島徳次郎君	田中 清一君
櫻井 志郎君	加賀山之雄君
原島 安治君	稲浦 鹿蔵君
大谷藤之助君	前田 久吉君
白井 勇君	下村 定君
吉江 勝保君	辻 武壽君
北條 鶴八君	岩沢 忠恭君
吉米地英俊君	野本 品吉君
高瀬庄太郎君	佐藤 尚武君
天坊 裕彦君	市川 房枝君
大谷 豊潤君	館 哲二君
村松 久義君	堀 末治君
村上 義一君	千田 正君
太田 正孝君	笹森 順造君

黒川 武雄君	泉山 三六君	杉原 荒太君	鍋島 直紹君	山本 杉君	谷村 貞治君	天竺 良吉君	米田 正文君	櫻井 三郎君	岸田 幸雄君	北島 教真君	金丸 富夫君	川上 為治君	徳永 正利君	安部 清美君	鈴木 万平君	手島 榮君	林田 正治君	佐藤 芳男君	松野 孝一君	柴田 榮君	中野 文門君	増原 恵吉君	平島 敏夫君	勝保 稔君	山本 利壽君	後藤 義隆君	塩見 俊二君	上原 正吉君	岡崎 真一君	武藤 常介君	田中 啓一君	松平 勇雄君	田中 茂穂君	杉浦 武雄君	西川 甚五郎君	新谷 寅三郎君	近藤 鶴代君	西郷 吉之助君	迫水 久常君	高橋 進太郎君	吉武 恵市君	永野 護君	林屋 亀次郎君	小林 英三君	寺尾 豊君	野村 吉三郎君	大野 木秀次郎君	大沢 雄一君	小幡 治和君	前田 佳都男君	宮澤 喜一君	横山 フク君	石谷 憲男君	村上 春蔵君	鹿島 俊雄君	植垣 弥一郎君	赤岡 文三君	青田 源太郎君	仲原 善一君	堀本 宜実君	松村 秀逸君	井川 伊平君	上林 忠次君	西田 信一君	江藤 智君
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	-------	---------	--------	-------	---------	----------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

堀原 茂嘉君	高橋 衛君	高野 一夫君	鈴木 恭一君	河野 謙三君	大川 光三君	佐野 廣君	山本 米治君	小沢 久太郎君	青柳 秀夫君	井上 清一君	加藤 武徳君	安井 謙君	斎藤 昇君	小柳 牧衛君	谷口 弥三郎君	木内 四郎君	大暮 武太夫君	小山 邦太郎君	紅露 みつ君	重宗 雄三君	堀木 鎌三君	郡 祐一君	草葉 隆圓君	青木 一男君	鹿島 守之助君	津島 壽一君	伊能 繁次郎君	豊瀬 禎一君	鶴岡 哲夫君	野上 元君	米田 勲君	中村 順造君	安田 敏雄君	千葉 千代世君	森中 守義君	北村 暢君	横川 正市君	鈴木 強君	坂本 昭君	最上 英子君	岡村 文四郎君	森 元治郎君	鈴木 善君	伊藤 顕道君	鈴木 友敬君	平林 剛君	重政 庸徳君	阿具根 登君	大和 与一君	近藤 信一君	矢嶋 三義君	石原 幹市郎君	植竹 春彦君	江田 三郎君	中田 吉雄君	荒木 正三郎君	小酒 井義男君	高田 なほ子君	光村 甚助君	湯澤 三千男君	井野 碩哉君	野海 勝君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	---------	--------	---------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	-------

加藤 シヅエ 君	清澤 俊英君	木村 昭八郎君	岡 三郎君	戸叶 武君	岩間 正男君	野坂 参三君	須藤 五郎君	武内 五郎君	小柳 勇君	大矢 正君	永末 英一君	基 政七君	藤田 藤太郎君	相澤 重明君	占部 秀男君	田上 松衛君	田畑 金光君	秋山 長造君	永岡 光治君	藤田 進君	亀田 得治君	加瀬 完君	相馬 助治君	向井 長年君	椿 繁夫君	小笠原 三男君	小林 孝平君	村尾 重雄君	東 隆君	松浦 清一君	阿部 竹松君	松澤 兼人君	佐多 忠隆君	田中 一君	重盛 壽治君	島 清君	中村 正雄君	千葉 信君	久保 等君	羽生 三七君	内村 清次君	松本 治一郎君	山田 節男君	赤松 常子君	棚橋 小虎君	衆議院議員	佐々木 盛雄君	長谷川 峻君	内閣総理大臣	岸 信介君	大蔵大臣	佐藤 榮作君	農林大臣	福田 赳夫君	通商産業大臣	池田 勇人君	建設大臣	村上 勇君
----------	--------	---------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	------	--------	-------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	-------	------	--------	------	--------	--------	--------	------	-------

政府委員

法制局長官	林 修三君
防衛政務次官	小幡 治和君
外務政務次官	小林 絹治君
大蔵政務次官	前田 佳都男君
建設省河川局長	山本 三郎君
建設省河川局次長	曾田 忠君

参議院會議録第十号中正誤

ハシ段 行 誤 正
 一 終り 孔子のところの
 九ろの ところの

昭和三十三年三月二十一日 参議院会議録第十二号

一六二

明治三十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(送料共)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
紙九四〇三—一 印刷